

(平和を願って)

- 「攻めてくる」と「戦争になる」の違い 私の平和ノート(1) (2014.11)
喧嘩好きの高校生 私の平和ノート(2) (2014.12)
相手の痛みを理解する 私の平和ノート(3) (2015.2)
日本ブランド(平和国家)が危ない 私の平和ノート(4) (2015.5)
自衛隊員は死ぬ覚悟ができていますか 私の平和ノート(5) (2015.6)
武力行使とは？ 歯止めはあるのか 私の平和ノート(6) (2015.8)
日米同盟はもういい、中国と仲よくしよう 私の平和ノート(7) (2015.10)
正当防衛だろうか？ 私の平和ノート(8) (2015.12)
ネッカーキューブと北朝鮮・中国 私の平和ノート(9) (2016.4)
ネッカーキューブと北朝鮮・中国 その2 私の平和ノート(10) (2016.5)
チンピラやくざと大物やくざ 私の平和ノート(11) (2016.10)
北朝鮮脅威論の本質 私の平和ノート(12) (2017.3)
戦後という名のもう一つの「元号」 私の平和ノート(13) (2019.6)
韓国大法院「徴用工判決」をめぐって その1 中国・北朝鮮・韓国と私たち(1) (2019.11)
韓国大法院「徴用工判決」をめぐって その2 中国・北朝鮮・韓国と私たち(1) (2019.11)
朝鮮からの引揚者の思い出 中国・北朝鮮・韓国と私たち(2) (2019.12)
朝鮮人慰安婦に起った出来事 中国・北朝鮮・韓国と私たち(3) (2020.1)
中国は脅威なのか 中国・北朝鮮・韓国と私たち(4) (2020.2)
南シナ海、波高し(上) 中国・北朝鮮・韓国と私たち(5) (2020.3)
南シナ海、波高し(下) 中国・北朝鮮・韓国と私たち(5) (2020.3)
中国は実効支配に遅れをとった(上) 中国・北朝鮮・韓国と私たち(6) (2020.4)
中国は実効支配に遅れをとった(下) 中国・北朝鮮・韓国と私たち(6) (2020.4)
「島」か「岩」か「低潮高地」か(上)(下) 中国・北朝鮮・韓国と私たち(7) (2020.5)
大国中国とどう向きあうか 中国・北朝鮮・韓国と私たち(8) (2020.7)
「話し合い・対話」こそが平和への第一歩 中国・北朝鮮・韓国と私たち(9) (2020.8)
シーソーゲームで握手を 中国・北朝鮮・韓国と私たち(10)(上)(下) (2020.9)
中国と平和的な共存共栄を 中国・北朝鮮・韓国と私たち(11) (2020.11)
北朝鮮の真意を正確に知ろう！ 中国・北朝鮮・韓国と私たち(12) (2020.12)
拉致問題を別の角度から考える 中国・北朝鮮・韓国と私たち(13)(上)(下) (2021.2)
憐憫、同情、共感、協調、連帯 中国・北朝鮮・韓国と私たち(14)(上)(下) (2021.3)
日中関係改善の外交を — わが国が平和国家であり続けるために (2022.3)

(改憲論議をめぐって)

- 改憲の狙いは9条 (2016.8)

人類の進歩と後退 (2017.1)
加憲論とアルコール中毒 (2017.7)
おだやかに語りあおう (2017.11)
自衛隊3項明記論のごまかし ― 立法技術の観点から (2017.12)
「専守防衛」は9条改憲をめぐる攻防の要 その1 (2018.1)
「専守防衛」は9条改憲をめぐる攻防の要 その2 (2018.1)
首相の自衛隊明記論はあまりに卑怯! (2018.7)
A君への手紙 (2018.11)
ホモ・サピエンス(上) A君への手紙(2) (2018.12)
ホモ・サピエンス(下) A君への手紙(2) (2018.12)
やさしさは感染症 A君への手紙(3) (2019.1)

(読んだ見た聞いた)

赤毛のアン (2014.9)
暴力の人類史 (2015.7)
心の輪 (2015.9)
「やさしさは感染症」に学問的裏付けあり! (2019.9)
中国の「基体」を尋ねる(上)(下) (2021.6)
中国の「個」と「公」について (2021.7)

(エッセイさまざま)

名前の由来 (2015.3)
きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話―その1 (2015.3)
きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話―その2 (2015.4)
きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話―その3 (2015.5)
きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話―その4 (2015.6)
子や孫のために (2015.11)
なんの木ですか? (2016.9)
坂村真民先生のこと (2018.6)
ある大リーガー (2019.4)
Kのこと (2022.1)

(平和を願って)

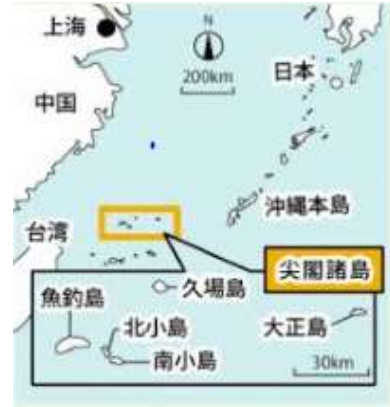
「攻めてくる」と「戦争になる」の違い 私の平和ノート(1) (2014.11)

伊東武是 (美賀多台)

9条の会で街頭アピールをしていると、「中国が攻め来たらどうするんや」との不安の声を耳にする。

ヒトラドイツが隣国のポーランドやフランスに攻め入って占領したような邪悪な企てを中国はするのであろうか。

かつての植民地のように他国を経済的・政治的に支配する時代は終わった。グローバル経済の時代は、ヒト、モノ、カネは、国境を越えて動くが、露骨な政治支配は許さない。ある国が仮にそのような侵略行動を起こすなら、その国は、イラクがクウェートを侵略した時(1990年)に蒙ったように、国際社会から手痛い軍事的制裁を受けることになる。国際社会の一員として生きてはいけない。そのような支配を狙った侵略行動はもはや国際社会が許さない。



たしかに、国内に深刻な民族的あるいは宗教的な対立があつて内戦状態にでもなれば、他国が一方に加担する名目で侵攻してくる事態はありうる。しかし幸いなことに、わが国にはよその国の介入を招くような深刻な対立はない。

中国もいまや世界第2の経済大国である。この著しい経済成長はアメリカ、日本、欧州、アジア各国との平和的な経済関係を取り結ぶ中で生まれてきた。そうした順調な国力の発展にもかかわらず、自らを国際的孤立化どころか、世界中からつまはじきされかねない侵略行動に及ぶというのは、あまりにも非現実的な妄想というべきではないだろうか。

ましてや、我が国には相当な軍事能力を持つ自衛隊が存在し、さらには米軍も存在しているのである。中国が仮に我が国に壊滅的な打撃を与えたとしても、中国自身も同様あるいはそれ以上に破局に追いやられる反撃を受けることになる。好むと好まざるとにかかわらず、自衛隊と米軍は現実には圧倒的な「抑止力」になっているのである。

しかし他方では、尖閣諸島をめぐる小さな紛争が、ささいな軍事衝突を招き、どちらが悪いともいえない中で、しかも双方とも本来意図していなかったのに、次第に大きな戦闘に発展する危険性、すなわち「戦争になる」事態は、ないとはいえない。私たちが真に懸念すべきはこの事態である。これをどう避けるか、さらに考えていきたい。

本稿に対しては「はなこ」氏からの意見(「読者の感想・意見」欄)があります(編集委員)

「戦争になる」のところまで考えて、思い出すことがある。

もう何十年もの昔、私が田舎の高校生だった頃、友人の一人に喧嘩好きな男がいた。そのA君が同級生二人と諍いを起こし恨まれてしまった。二人は腹いせにA君を痛めつけてやろうと、バットを手に持ち、夜な夜なA君の家の周りをうろつき、出てきたら袋たたきにしよう待ち構えていた。これに気がついたA君も負けてはいない。前々から喧嘩道具として手に入れていた自転車のチェーンを持ち出し、家を飛び出して二人に襲いかかり、乱闘となった。幸い大事に至らぬうちに近所の大人に止められたが、当然ながら三人ともそれなりの怪我をした。事件は学校に知られて三人とも停学処分を受けた。



友人であった私は、A君の行動にあきれてしまい「バカだな」と思った。こんな乱暴な事になる前に、どうして直接に穏やかな話し合いをしなかったか、第三者をたてて仲直りをしなかったのだろうか。

世の中には、A君のような喧嘩好きが結構多い。こんな人が政治の世界に入り込むと恐ろしい。石原慎太郎氏などはその代表格ではないか。

尖閣列島については、1972年の日中国交回復交渉妥結以来、将来の適当な時期まで領有権問題を「棚上げにする」ことで暗黙の合意のできていた。それを、寝た子を起こすように「東京都が買い取る」と言いだし、大日本帝国時代の差別用語「支那が」「支那が」を連発しながら中国を挑発し続け、ついにわが政府の国有化まで持ち込ませ、今日の尖閣列島紛争の発端を築いたのが石原氏である。彼の言動を見ていると、喧嘩をしたくてしょうがないA君と引き写しになる。国の場合、喧嘩とは言わない。戦争である。

尖閣列島は日本の領土、と私も思う。その根拠は十分にある。中国は無理押しをしている。ただ、そうであるからと言って、尖閣列島の領有権を主張するについて、後に触れるとおり、中国側に一理もないとは思えない。日本の政府が、中国との間に「領土問題は存しない」と突っぱねているばかりでいいのか。これでは交渉はできない。中国の主張に耳を傾ける度量をもち、平和的解決のための交渉をはじめべきである。それが「戦争になる」を回避する一番大切なことではなからうか(つづく)。

前回の「攻めてくると戦争になるの違い」の一文に対して、読者の「はなこ」氏から本サイト「感想・意見」欄を通じて意見をいただきました。大変重い指摘であり、私も今は自信をもった反論ができません。ただ、①抑止力の有無の問題と②抑止力の是非・必要性の問題は、別々に考えるべきではないか、という気がしています。いずれにしても「はなこ」氏にはぜひもう少し詳しく意見を展開して投稿いただければと願っております。それらを材料に、皆さんで9条を守る立場からの建設的な意見交換ができればいいなと思っております。

尖閣列島は戦争につながりかねない緊張を生み出している。

喧嘩好きの為政者は、この紛争を最大限に利用して、我が国を戦争のやりやすい国に持っていこうとしているのではないか(集団的自衛権、防衛費増額)。



しかし、この戦争は回避できるし、どんなことがあっても回避しなければならない。そのためには、紛争の種をなくすること、すなわち、尖閣問題の交渉による解決しかありえない。戦争に備える軍事的増強は、双方に果てしない軍拡競争を招き、さらなる緊張を生み出すだけである。

交渉による領土の解決は、そうやさしいことではない。しかし、それ以外に選択肢はない。どんな困難があろうとも、政府はやりとげなければならない。

対立する個人間では、(相手に一方的に非があると思われる場合でも)相手の言い分に理解を示したときに(可能ならさらに譲歩できたときに)、はじめて和解が成り立つ。

中国の裁判に関する古い書に、過酷な刑罰を言い渡された犯罪人が、その言い渡しをした裁判官の「同情のこもった辛い顔」に納得し、その刑を受け入れる気持ちになった、という逸話がある。

国家間の紛争でも、相手の言い分を聞く耳とそのように主張する相手の心情を理解しようとする姿勢こそが、交渉による解決の第一歩であろう。

尖閣列島の場合、中国は

- ①沖繩との長い歴史的海上交通の過程でこの島々を「発見」していた
- ②わが領土だと日本政府が決定したのは、日清戦争の最中であり、これは、中国が欧米により半植民地化されていた当時に日本がその弱みにつけこんで起こした侵略戦争であった
- ③その後も、日露戦争、朝鮮併合、21か条要求、満州侵略、日本敗戦後はさらにアメリカと組んでの中国封じ込め政策など、日本は大陸で戦争(これを侵略と言わずして何と言おうか)をし包囲網を敷いてきた(よくみれば日本の近代百数十年は中国をいじめてきた歴史ではなかったか)
- ④1972年の日中国交回復の交渉過程で、尖閣列島の問題を棚上げにする暗黙の合意があったなど、中国領土だと主張するそれなりの根拠(怨念)を有している。

日本は、近代化の面で、民主主義の面で、経済的な面でも、中国の先輩格である。大人の余裕をもってしかるべきであろう。また、尖閣列島には、海底の石油資源や漁業権など、領土問題を平和的に解決した上で経済的互惠関係を築く好材料もある。

靖国神社に参拝し、その上、侵略への反省を含めた歴代首相談話をも見直そうとする安倍内閣には、中国の痛みを理解しようとする姿勢が感じられない。これではたして尖閣列島の平和的解決ができるであろうか。

(豊下梢彦著『尖閣問題』とは何か」岩波現代文庫 から多くを学びました)

日本ブランド(平和国家)が危ない 私の平和ノート(4) (2015.5)
伊東武是 (美賀多台)

今国会で議論されてようとしている安保法制は分かりにくい。複雑さが危険性をはぐらかしている(戦争法案と呼ばれるのも当然である)。ごまかされないために、以下のように、主なものだけをざっくり簡明に整理してみてもうどうだろう。

自衛隊を海外に派遣する4つの活動を新設ないし拡大しようとしている。

- ① 他国間の戦争の一方に加担し戦闘行為をする(集団的自衛権)
- ② 他国軍隊の戦闘行為への後方支援を拡大
- ③ 平和維持活動(PKO)を拡大
- ④ 武器等防護を拡大



①が昨年7月に閣議決定した集団的自衛権を法制化しようとするもので、今般の一連の法案の中で最も危険かつ中心となる立法である。

具体的には、自衛隊法 76条、武力攻撃事態法 2条等の条文を変更し、総理大臣はこれまでは我が国に対する武力攻撃に対してのみ自衛隊に武力行使を認めていた(防衛出動)のを、わが国の「存立危機事態」(注1)には、他国軍隊に対する武力攻撃に対しても集団的自衛権の行使として自衛隊に防衛出動ができるようにする。他国間の戦争の一方に加担することで、わが国が戦争にまきこまれる危険にさらされることになる。憲法9条違反は明らか。

②は、従前も限定的になされていたが、二つの法律でこれを拡大しようとしている。

一つは、日米安保条約の一環として、朝鮮半島などで有事が起こったとき日本周辺で米軍の行動に対して後方支援をすることを定めた周辺事態法を改正し、わが国に対する重要影響事態が発生した場合には、日本周辺地域という地理的限定を取り除き、どこでも(地球の裏側でも)米軍のみならず、たとえばオーストラリア軍をも後方支援(注2)できる重要影響事態安全確保法に変更する。

二つ目は、国連決議などに基づいて他国軍隊がたとえば中東等で戦闘行為をしているとき、これまでは、その都度、特別措置法を作った上で自衛隊に後方支援をさせていたが、今後は、一定の

国々が共同して戦闘している国際平和共同対処事態（注3）には、いつでもどこでも後方支援できる一般法（国際平和支援法）を作る。

③は、これまでは、国連の平和維持活動（PKO）に協力し、戦争の終わった地域で道路を直したり、住民に水を配ったりしてきた（復興事業に限定）。今回は、国連に限らず有志連合などPKO以外の枠組みでも参加できるようにするほか、治安維持などの新たな任務に対応するため武器使用権限も拡大する方向でPKO協力法を改正しようとしている。

④は、いわゆるグレーゾーン対策と呼ばれるものの一つで、自衛隊の武器等を防護する自衛隊法95条（武器等防護）を改正し、米軍などの他国軍の武器等（艦船、航空機を含む）までも防護するために自衛隊員が現場の判断で武器を使用（＝武力の行使）できるようにする。

日米ガイドライン（日米防衛協力のための指針）は、法律でも条約でもなく、単に日米の防衛当局者の打ち合わせに過ぎないが、現実には、その変更内容が今回の戦争法案の台本になっており、政府は「米国から要請」として利用している。

（注1）「日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとき」などの要件を定めるといだが、政府は、ペルシャ湾での機雷敷設もこの場合に当たると解しているようであり、この要件が集団的自衛権行使の歯止めになるとは思えない。そもそも、歯止めを必要とするような立法自体が問題なのである。

（注2）直接的な戦闘行為（武力行使）はしないが、戦闘中の米軍などに物資輸送のみならず弾薬提供も可能にしようとする。戦闘一歩手前の支援であり、自衛隊員が殺され、戦争にまきこまれる危険性が大きい。

（注3）国連の安全保障理事会の決議がなくとも、米国中心にいくつかの国が有志連合で戦争を始めたら、この事態であるとして、自衛隊に後方支援させることになる。

自衛隊員は死ぬ覚悟ができていますか 私の平和ノート(5) (2015.6)
美賀多台 伊東武是

イラク戦争から無事帰国した兵士たちが、その後250名も自殺しているという。

アメリカの話である。戦場では、敵は誰でも、兵士であれ、市民であれ、女であれ、子供であれ、機関銃で撃ち殺す。そうしなければ、自分が殺される、そこに迷いもためらいもない。そうした兵士が帰国して普通の市民生活を送り始めると、戦場での行動が悪夢として蘇り、日常の自分とのかい離を心の中で説明することができず、精神のバランスを崩して自殺するのだという。



そういえば、日本の自衛隊員たちも、イラクはサマーワのPKO活動から無事帰国したのちに、28名が自殺したとの報道がある。武器を使用することはなく、一人も殺さなかったというのに…。

戦場で人を殺す、自分も殺されるかもしれないという極限の心理は、私たちの想像をこえるものであろう。人を殺すことは普通の人間にはできない。ましてや、自分が殺される、まもなく死ぬかもしれないという事態は、限りなく恐ろしいものである。

その怖さを閉じ込めて殺し合いの場に出ていくには、その恐怖を取り除くか、感じなくしてしまう何かがある。戦場で兵士たちが薬物におぼれたというのも不思議ではない。日本の特攻隊員たちも、出撃前、覚せい剤(ヒロポン)で精神を高揚(麻痺)させていたというのではないか。

自分の死が無駄ではない、何かの利益になっているんだ、自分を納得させる「死の意味付け」も必要であった。「愛する人のために死ぬのだ」と多くの特攻隊員たちの遺書には綴られている。無理にでもそう思い込まなければ、安んじて出撃できなかったのであろう。そうでなければ、イスラムのテロリストのように、神の国に行けるという報酬が必要なのだ。

集団的自衛権で、自衛隊員たちを遠い国の戦場に送ろうとしている。

しかし、戦争はよくない、後進国を援助すべきだ、人・民族を差別すべきではない、弱き人々にはやさしくしよう、もちろん人を殺すことは許されない、そうした平和主義と人権思想の文化の下で生きてきた自衛隊員に、よその国の戦場で人を殺す任務がどうして果たせようか、自らが死ぬことを甘んじるどんな大義名分を作れようか。どんな「意味付け」ができれば。断じてできない。

まわりまわって日本の安全と平和のために必要なのだ、そんなことで人は死ぬるか！！

今の政権でやろうとしていることは、自衛隊員たちにむごい死を強制するだけのもの。想像力を欠くノーテンキな喧嘩好きの火遊びである。

武力行使とは？ 歯止めはあるのか 私の平和ノート(6) (2015.8)

伊東武是 (美賀多台)

これまでの自衛隊法は、わが国が直接にせめられた場合にだけ自衛隊に出動命令をくだす、としている(76条)。

出動とは、武力行使をしていい、という意味である(88条)。

憲法9条で「武力の行使は放棄する」とさだめているのに、自衛権の行使だけは例外的に認めてきた。



ところが、今回の安保法制改正では、外国どうしが戦争しているときにも、一方の国を助けるために、自衛隊を出動させることができる、とする(改正自衛隊法76条、集団的自衛権行使)。憲法解釈の大変更である。

これって、戦国の武将が軍配をうちおろして「それ行け、戦闘開始！」と号令するのと同じである。宣戦布告といってもいいのではないか。もう少し控えめにいうと、出動命令とは「戦闘地域で戦闘してもいいぞ」という指令である。

ホルムズ海峡での機雷撤去のために、集団的自衛権を行使する、と政府はいう。

この出動命令がくだると、まず海上自衛隊が、ホルムズ海峡に向けて出発する、陸上自衛隊と航空自衛隊も、戦闘準備態勢をとる、どこか中東の友好国に派遣し、そこで待機させるかもしれない、ホルムズ海峡に到着した海上自衛隊の艦隊が機雷撤去作業を開始する、そうすると、撤去されまいと、イラン軍が戦闘機でわが艦隊を爆撃する、わが艦隊も発砲する、ドンパチするうちに、相手の戦闘機発進基地を攻撃する必要ありと現場司令官が判断する、航空自衛隊が相手基地を爆撃する、相手はもちろん激しく応戦する、自衛隊員の多数が死ぬ・・・戦争は拡大する・・・わが国内へもテロ攻撃が始まるかもしれない・・・。ありうる事態である。戦争法案たるゆえんだと思う。(注)

フィリピン沖で、中国が軍事基地を建設中という。緊張が高まっている。もしフィリピンと中国との間で戦争がはじまれば、わが国はフィリピンを助けるために、集団的自衛権を行使するのではないだろうか。アメリカから「助けてやってくれ」と要請がある場合、わが政府は断れるだろうか。わが国と中国との戦争にならないか・・・

政府が出動命令を下した場合、現場の司令官たちの判断を抑えるすべはあるのだろうか。

(注)政府は「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されない」と説明している(防衛庁)。

私のイメージは間違っているのか。集団的自衛権の出動命令の際の武力行使は「助ける国」の領土・領海・領空と公海空でのみできるというつもりか。「一般に」という説明こそごまかしではないか。常に「例外」のあることが想定されているとみるべきではないか。他国侵攻という「例外」が。現に、防衛庁は「わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られませんが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので一概には言えません」という説明もしている。

日米同盟はもういい、中国と仲よくしよう！ 私の平和ノート(7) (2015.10)

伊東武是 (美賀多台)

子どものころを思い出します

近所に仲よしの子がいた、でも貧乏なうちだった、どちらも

ぼくのうちは、少し裕福になった

そして、近所に引っ越してきた、かわいい子と仲よしになった

きれいで、かしこくて、なにせ、お金持ちだった

いつのまにか、二人は、昔のともだちをいじめていた

くさい、やかましい、きたない・・・と

ぼくは、ぼくがきれいになった



中国は、日本に原爆を落としたりしなかった

ひと月のうちに二つの都市の何十万もの人びとを、虫けらのように殺したりはしなかった

東京の罪のない人々に焼夷弾を落としたりしなかった

沖縄の逃げ隠れていた壕の中の人びとを、火炎放射器で焼き殺したりしなかった

中国の人たちが、私たちを攻めてきたのは、ただ一度だけ

蒙古襲来

日本は、任那への進出、倭寇わこう、豊臣秀吉の朝鮮征伐、日清日露の戦争、日韓併合、シベリア

出兵、 21か条の要求、そして日華事変、満州事変と

大陸を攻めてばかりいたのに

第二次大戦後をみても、そのイデオロギーのゆえに警戒されながらも

中国は、海をわたり空をとんで、よその国に攻め入ったことがあったろうか

他国に軍事基地を置いたりしているだろうか

恒産こうさんなくして恒心こうしんなし(豊かにならなければ心もやさしくなれない)

この言葉を教えてくれたのは昔の中国

近代中国は、この豊かさを、今また取り戻そうとしている

私たちは中国と、もっともっと友だちになるべきではないだろうか

それにしても、NHKは最近中国批判が多すぎると感じませんか。私は何かたくらみを感じてしまふのです。

正当防衛だろうか？ 私の平和ノート(8) (2015.12)
伊東武是 (美賀多台)

パリがテロに襲われ、130人もの犠牲者が出た。犯人はIS過激派だという。

オランド大統領はすぐに言明した。「IS国を空爆する。これは正当防衛である。」

おそらく、パリの犠牲者に匹敵する、あるいはそれ以上のシリア・イラクの市民が死亡

したであろう。アメリカ軍、ロシア軍と一緒に攻撃したのだ。



正当防衛は、相手が突然に不正不当な攻撃を仕掛けてきたときに、とっさに反撃することが許され、罪にならないという刑法上の考えである。ただ、相手からの攻撃がこちらにも非のある行動に挑発されて生じたような場合は、「自ら招いた事態」として正当防衛が認められない場合が多い。喧嘩の最中に相手の攻撃に反撃することを正当防衛とはいいいにくい。

仏大統領のテロ後の空爆行動は正当防衛だろうか。これまでフランスは有志連合の一員としてIS国に攻撃を続けてきた。テロの起こる前の10月下旬までに、有志連合の空爆で225人のシリア市民が死亡したという(1)。フランスのこうした自らの行動がテロを招いたのである。

NHKニュースは、連日トップでパリの犠牲者のことを報道している。まことに痛ましい。しかし他方、シリアの市民犠牲者のことをどれだけ報道してきただろうか。シリア・イラク市民の人命はフランス市民に比べて価値が低いとは言わせない。

今回のパリのテロで最愛の妻が犠牲となった映画人ジャーナリストのアントワーヌ・レリスさん(34歳)はテロリストたちに向け「君たちに憎しみという贈り物はあげない。君たちの望み通りに怒りで応じることは、君たちと同じ無知に屈することになる」とフェイスブックで発言したという(2)。

煮えたぎる想い、どんな絶望が彼の胸中にあったのか、想像を絶する。そのことばを軽々しくは扱えない。

ただ、憲法9条のもと平和を愛し戦争をしないと誓っている国の民は、彼の言葉をこの上なく尊いものと受けとめることができる。

その9条の国の政府は、他国の内戦に介入する機をうかがい、そのためにテロの標的になることを予想して「対策」を本格化させようとしている。恐ろしいことである(3)。

(1)(2) いずれも朝日新聞11月22日朝刊

(3) ISがどんなに「凶悪な」集団だとしても、内戦である。他国がこれに介入することが紛争をいかに拡大し悲劇を大きくするか。欧米はベトナム戦争から何を学んだのか。国内の不満を解決できない以上、内戦は終わらない(アフガニスタンの例)。他国は調停の役割だけにとどめるべきである。

伊東武是 (美賀

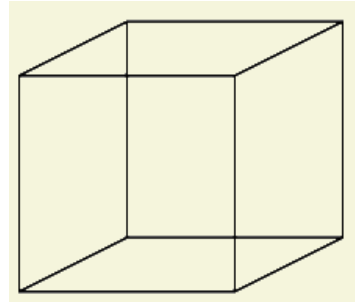
多台)

右のイラストを見てほしい。キューブはどちら向きだろうか。私には、正面の四角が左方に向いているように見える(左方向)。

でも、じっと見続けていると、あれれ、正面の四角が右方を向いているようにも見えてくる(右方向)。

錯視を用いた「だまし絵」、ネッカーキューブである。他にも、このような例もある。

一つの絵であるのに、二つの種類に見えてくる。



北朝鮮の核とミサイルの実験が世間を騒がしている。危機感の醸成に利用され、憲法9条改悪の動きに格好の材料とされている。困ったことだ。

北朝鮮の核兵器・ミサイル開発については、マスコミをはじめ国民の大多数が、これをわが国への軍事的圧力強化、すなわち「脅威」ととらえて非難している。中国の海洋進出にも同じような見方が根強い。

これが、ネッカーキューブの「左方向」の見かたである。

しかしながら、極東の軍事力配置の状況はどのようなのであろうか。冷戦時代のアメリカを中心とした「ソ連・中国封じ込め」政策は、今も基本的には変わっていない。

アメリカは、中国・北朝鮮をけん制するため、その目と鼻の先の韓国、日本(沖縄)と軍事同盟を結び、その基地に、核兵器を配備し(いつでも配備できる)、強力な軍隊を常駐させている。台湾、フィリピンとも軍事面を含めて親密な関係を保っている。戦略爆撃機が、そしてミサイル基地が、中国・北朝鮮の目の前に居すわりつづけ、その矛先を彼らに向けているのだ(中国が今ほど経済力のない貧乏な時代から)。

加えて、極東海域では、アメリカの原子力潜水艦がうろろうしている。核兵器を積載しうる原子力空母も、中国・北朝鮮を警戒しつつ、徘徊している。

中国・北朝鮮の側からみれば、こうした極東のアメリカ軍の配置状況は切迫した脅威と感ずるのは当然ではないだろうか。軍事的強化でこれに対抗しようとする中国・北朝鮮に対し、アメリカとその同盟者たる日本は非難する資格があるだろうか。南沙諸島における中国の動きも同じである。

中国・北朝鮮は、決してアメリカの周辺で軍事力強化をしているわけではないのだ。

こうした観察は、ネッカーキューブの「右方向」の見かたである。

安全保障に関しては「自己チュー」であっていいのか。正義はないのか。(つづく)

ネッカーキューブと北朝鮮・中国 その2 私の平和ノート(10) (2016 5)

伊東武是 (美賀多台)

野中広務氏が自民党幹部であったころ、広島市内の講演で「被爆国として、核保有国に『あなた方が核をなくした上で他国が核武装しないように言いなさい』という勇気がなぜないのか」と述べたそうです(*)。まことに正論。



北朝鮮に核開発をやめさせるためには、米国が自らの核兵器を少なくとも北朝鮮の周辺から引きあげるか「先制攻撃をしない」保障をもって説得するのが筋であろう。韓国や日本はアメリカの核の傘から脱しないでどうして北朝鮮を非難できようか。中国やロシアも、米国ともども核兵器を廃絶する努力をしないで、北朝鮮に「お前はもつな」と説得的にいえるはずがない。

現在なお世界中に約1万5000発の核兵器があり、そのうち米口が90%を保有しているという。北朝鮮がようやく持つにいたった核爆弾は数発にすぎない。その運搬に使用されるミサイルの性能は、アメリカと比べておそらく最新ジェット機と旧式プロペラ機の差以上であろう。何を「脅威」「挑発」と騒ぐのかといえば、いいすぎであろうか。

先日の朝日新聞の投書欄の一つには、あいかわらず「日本は中国や北朝鮮などの脅威にさらされている」「野心をもった国や勢力」「悪しき心をもった暴力性のある国や勢力」と最大級のレッテルをはりつけていた。

だが、歴史的にみて、日本は任那進出、倭寇、豊臣秀吉、朝鮮併合と、古代から近代にかけて朝鮮をなんども侵略してきた。朝鮮が日本にせめてきた歴史を私はしらない。この事実を上記論者はどうみるのだろうか。「脅威」は客観的・歴史的にどちらにあるのだろうか。

近年にしたって、アメリカは、はるか遠くアジア、中東にまで軍隊を派遣し、ベトナムでイラクで、陸から空からその国の人びとをたくさん殺してきた。北朝鮮は(中国だって)、そのようなことをしていない。どちらが「野心をもった悪しき国」であろうか。

もちろん、独裁的な人民支配、報道の威丈高な態度、拉致問題など懸念・不安の材料がないとはいわない。

しかし、それらも大きな歴史的、国際的な複眼視点で、特にネッカーキューブの「右方向」からの評価をわすれず、そして「負け犬の遠吠え」かもしれない可能性も排除せず、じっくり考えてみること

が必要だと思われます。

(ひとまず終わり)

* 田窪雅文 『世界』1999年9月号 「なぜ、いま核の先制不使用宣言か」

チンピラやくざと大物やくざ 私の平和ノート(11) (2016 10)

伊東武是 (美賀多台)

チンピラやくざは怖い。しかもっと怖いのは、表面は穏やかな顔をして、ときにニコニコ笑みを浮かべつつ、裏でチンピラや善人を操り、大きなワルをする大物やくざである。私には、北朝鮮はせいぜいチンピラであり、アメリカこそが巨悪とされるのだ。



アメリカは核で北朝鮮の周りを取り囲みながら、先制不使用を宣言しない。恐ろしい軍事戦略である。北朝鮮は、勇ましい口ぶりながら、自らの核はアメリカの脅しに強いられた防衛のためであると強調している。

アメリカは、広島、長崎への原爆投下が間違っていたとは決して言わない。敗戦が目に見えている日本の何十万人の人々を一度に焼き殺したあの史上最大の悪をまだ反省していないのだ。

また、ビキニなど太平洋の島々で原水爆の実験をして、島民を追い出し放射能を撒き散らしたことを悪かったと言っているだろうか。

アメリカは、ベトナム戦争の時、ソンミ村やあちこちで「動くものは皆殺せ」との命令のもと人々を殺しまくった。空爆もした。イラクやアフガニスタンでも同じようなことをしている(そのため多くの帰還米兵が精神異常をきたし自殺しているのだ)。

北朝鮮はこのような巨悪をしていない。拉致事件は起こしたが、原爆投下やベトナム、イラク戦争と比較できるだろうか。(そもそもアメリカが数千発の核を持ち朝鮮周辺にも多数の核を配備しておきながら「お前の核は侵略的だ脅威だ」という理屈はどこからでてくるのだろうか。私にはとうてい理解不能である。)

北朝鮮の指導部は確かに独裁的・専制的であり人民を苦しめている。ちょうど、チンピラがその家庭で、奥さんや子供に横暴に振る舞って泣かせているようなものだ。一方の大物やくざのアメリカは、金をたっぷり持っているので、奥さん子供に贅沢をさせ、やさしいパパぶりを発揮しているのだ(マーロン・ブランドの演じたあのゴッドファーザーのように)。やさしいパパだからといって巨悪であることに変わりはない。

北朝鮮脅威論の本質 私の平和ノート(12) (2017.3)

伊東武是 (美賀多台)



藤原帰一教授の時評はたいへん小気味よかった(2/16朝日新聞朝刊)。

「なぜ国民が権力の集中を受け入れるのだろうか。その鍵は、社会を敵と味方に峻別する政治のあり方にある。国家の安全を脅かす敵国、あるいは国内に潜んで国民の安全を脅かす反政府勢力など、国家の内外から国民の安全を脅かす勢力に国民の目を向けさせ、そのような外敵と内敵との闘争によって政治権力を正当化する。恐怖によって国民の支持が動員されるのである」と論じる。

政治好きの者にとっては、おそらくそう目新しい意見ではないだろう。それでも、昨今の北朝鮮・中国脅威論と安倍内閣のもとでの軍備増強策、特に自衛隊の海外進出政策をみるにつけ、藤原教授の指摘が、改めて「うーん」と唸りたくなるほど腹に入ってくるのである。

北朝鮮のミサイル発射がどれほどの脅威なのだろうか。核実験にしたってどれほどの危険なのだろうか。アメリカ、ロシアそして日本も、きわめて精度の高い、飛距離にしたって、北朝鮮と比べものにならない優秀なミサイルを有り余るほど持っている。しかも、いつでも北朝鮮に向けて発射できるように。また、核兵器にしたって、アメリカは7000発の核を持ち、おそらく沖縄にも、そして近海を航行する原子力空母にも潜水艦にも装備し、北朝鮮を何十回でも壊滅させるに足るだけの軍事力を持っているのである。だからこそ、北朝鮮は自分らを防衛するために必死なのである。まだまだ技術的に幼稚なミサイルや核を北朝鮮が何発か持ったからといって、どれほど脅威が高まったというのか(北朝鮮は核をもたなくても、日本の原発を攻撃すれば、核と同様な効果を持ち得る)。

実は、「賢い」安倍政権はそんなことは百も承知である。しかし、北朝鮮の核とミサイルは、その恐怖をおおることで、自らの軍備増強、海外派兵政策を推進する格好のチャンスを与えてくれると考えているのである。NHKはじめマスメディアを利用しつつ、ひたすら、これでもかこれでもかと、「脅威」を宣伝しまくり、善意の国民に恐怖感を持たせ、政権の軍備増強、憲法改悪、海外派兵の世論を高めようとしているのである。

戦後という名のもう一つの「元号」 私の平和ノート(13) (2019.6)

伊東武是 (美賀多台)

5月初めの改元フィーバーの最中、新聞に一文を見つけた。
「昭和から平成、令和へと過ぎてきた年月にはもう一つの「元号」がある。「戦後」。令和元年は戦後74年になる」

それは、ジグソーパズルのピースがかみ合ったように私の心にピタリとはまった。この時代、元号が必要だとすればこれが一番いい。平和に向かい平和に遠ざかる年月を表すのにこれが最適である。

憲法の発布は戦後3年、自衛隊の発足が戦後9年、沖縄の日本復帰は戦後27年、昭和天皇の死去が戦後44年、東日本大震災は戦後66年、新安保法制が成立したのは戦後70年・・・、ウム、どこで使ってもおかしくない。惜しむらくは、私の生年を表すのにマイナスとなってしまうこと(歳をとりすぎた！)。

戦後100年はまだあるであろうか。新「戦後」でないことを願うばかり。



「令和が始まったというが、平成が終わったわけではない。昭和も終わってはいない」と、高橋源一郎氏は過去から学ぶことの大切さを語っている。私たちの平和を希求する心は戦争の悲惨さから生まれた。若い人たちが平和の問題に今一つ関心が向かない理由は戦争から遠ざかっているからであろう。若い世代に戦争と戦後を伝えなければならない。

新天皇の即位の賀詞にも気になるところがあった。平和に言及するのはいい。前天皇もたびたび平和を語った。胸にジーンときたこともある。

「我が国が諸外国と手を携えて世界の平和を求めつつ」というのが今回の賀詞である。だが、平和を求めるに何より大切なのは、諸外国と「信頼し合い」「話し合い」「友好関係を築く」ことであるはず。なのに「手を携えて」である。その表現から、日米軍事同盟重視あるいは「アジア諸国と連携して中国、朝鮮に立ち向かう」といった現政権の対決的な戦略(積極的平和主義)のイメージが見え隠れするのは、深読みにすぎるのであろうか。

賀詞を決定したのは内閣である。象徴天皇の政治利用には十分警戒心をもつべきであろう。

金正男殺害事件も「脅威」をおおる絶好の材料となっている。北朝鮮は確かに問題の多い国である。しかし、恐るべき相手ではない。日本は、民主主義国の、そして平和国家の先達として、余裕をもって、イソップ童話の「太陽と北風」の「太陽」となって接すべきではないだろうか。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(1)

韓国大法院「徴用工判決」をめぐる その1 (2019.11)

伊東武是 (美賀多台)

「自分たちが直接、起こしたことではない問題で、良い関係までつぶれてしまうのはイヤなんです。正直なところ、70年以上も昔のことで、いまだに言われ続けなければならないのかと思うと、どうしたらいいかわからなくなるときもあります」
(朝日新聞 19.10.13)



これは、韓国が好きで若い女性のことば。隣国と仲よく平和な関係でありたいと願いつつも戸惑いを隠せない若者に、私たちはどう語りかければいいのか。いや、私たち自身、どこに解決の道を見つけようとしているのだろうか。

2018年10月30日の韓国大法院(最高裁)の「徴用工判決」は、日韓両政府間に険しい対立を生じさせた。さらに、わが国民世論もゆるがし、慰安婦問題に加えて、近年せつかく深まりつつあった両国民の友好関係を後戻りさせかねない事態となっている。

まずは、韓国徴用工判決の中身をしっかりと知ることが大切であろう。

(裁判) 第2次世界大戦のとき、日本政府は戦争が苦境のおちいる中、植民地であった朝鮮の人々を労働者として国内に呼び込む政策をとった。これに協力する日本の企業が、朝鮮労働者にたいし甘言やだまし的手段を使って雇用(徴用)したすえ、過酷な労働を強制し、監視し、脱出も困難にし、ときに残酷な暴力を振るうなどした(P資料1)。さまざまな肉体的精神的苦痛をうけた朝鮮労働者らが徴用した日本企業にたいして不法行為による慰謝料(未払い賃金や補償金ではなく)を請求した事件である。

(壁) 原告となった韓国労働者には、1965年に日本と韓国との間締結された日韓請求権協定という「壁」があった。その概略は、

協定1条 日本が韓国に対し、無償3億ドル・有償2億ドルの合計5億ドルの経済支援を行う、

協定2条 両国及び国民間の請求権の問題は「完全かつ最終的に解決された」「いかなる主張もすることができない」(以下「放棄条項」という)。(P資料2)

(争点) 裁判は、原告らの請求が協定2条(放棄条項)により消滅ないし放棄されたかどうかを鋭く争われた。

(裁判の結論と理由)

- ① 大法院裁判官13名のうち11名が、原告らの損害賠償請求は請求権協定2条によっても消滅放棄していないとしてその請求を認める判断をした。(この多数意見が今回の「徴用工判決」といわれるもの)
- ② 大法院裁判官13名のうち残りの2名が、この結論に反対し原告の損害賠償を認めない判断をした。(その2につづく)

文献 ・徴用工裁判と日韓請求権協定 現代人文社(わかりやすく、資料も多数載っている)
・「歴史認識」とは何か 中公新書
(国際法学者大沼保昭氏が江川紹子氏と対談したもので、歴史的背景を知るには最適)

中国・北朝鮮・韓国と私たち(1)

韓国大法院「徴用工判決」をめぐって その2

(2019. 11)

伊東武是 (美賀多台)

判断の主な理由をごく平たく言うと、(判決全文の日本語訳)

○多数意見11名のうち8名は

・協定2条の放棄条項は一般的な財産権などのことである。
・日本企業が原告らに対して行った強制動員行為は、日本が朝鮮を不法に植民地支配をするなかで犯した反人道的な不法行為であって、これについては請求権協定の交渉過程では消滅放棄の対象とされていない。
・したがって、原告らの慰謝料請求は協定2条によっては放棄していない。原告らの請求は容認できる。(P資料3)



○多数意見11名のうち3名は

・日韓交渉の過程には、植民地支配の不法性を前提にした損害賠償請求も消滅放棄の対象とする合意があったので、これは請求権協定2条の放棄条項に含まれる(この点では8名の意見と異なる)。

・ただ、この2条により消滅放棄されたのは、国家の外交的保護権だけであって、個人の損害賠償請求権は消滅放棄されていない。そのことは日本政府も認めている。(P資料4)(P資料5)

・したがって、結論は8名と同じく、原告らの請求は容認できる。

○2名の反対意見

・国家の外交的保護権が請求権協定第2条によって放棄されたことは間違いない。

・個人的請求権もただちに消滅放棄されたわけではないが、この請求権協定によって、訴訟(裁判)によって行使することはできないこととなった。

・したがって、原告らの請求は容認されるべきではない。(P資料6)(P資料7 西松建設強制連行事件の最高裁判決全文)

(日本政府の対応は正しいのか)

日本政府は、「なによりも、請求権協定2条によって個人国家をとわずあらゆる請求権の問題がすでに解決済みで請求などできないはずである。にもかかわらず、これを認めた大法院判決は国際法にも反し国家間の約束を破るもので(請求権協定2条違反)とうてい承服できない」と韓国政府につよく抗議している。

しかし、外交的保護権はともかくとして少なくとも個人的請求権は放棄されていないとするのが徴用工判決の判決の基本である。このことはかつての日本政府の見解でもあり、現在も権利そのものは否定していない(P資料5)。そうだとすると「国際法違反」などとの批判は正確なものであろうか。

また、韓国政府にしてみれば、大法院の判決内容を支持するかどうかにかかわらず、民主主義国家の基本である三権分立の原則にてらし、行政(政府)は司法の最終的判断に従わざるをえないので、日本政府の抗議を受け入れがたいのである。日本政府の抗議は韓国政府を苦境に立たせるばかりで、真の交渉解決を目指すものとは思われない。(P資料8)

徴用工判決の背景には、8名の多数意見が指摘している「日本の韓国に対する植民地支配」という歴史認識がある。日本政府は、このことを踏まえた対応でなければ、解決の道を見つけることは困難ではないだろうか。(なお思いを巡らせたい)。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(2)

朝鮮からの引揚者の思い出

(2019.12)

伊東武是 (美賀多台)

子どものころ、近所に「ただちゃん」という仲良しがいた。私より二つ年上で、どちらかという裕福なボンボン風であった。立派な庭のある洋風の建物に住んでいてよく遊びにも行った。私の両親からは、戦前に朝鮮で商売に成功し戦後引揚げてきた家族だと聞いていた。あの瀟洒な家を買収するだけの財産を持ち帰ったのであろう。ただ、彼の一家は、私が小学校高学年になるころには、その家を売り払い、市街地からはずれた古い家に引っ越し、かなり零落した生活ぶりとなった。ただちゃんは高校にも進学できないまま、近所の商店で働き、家の経済を支えたのである。…



調べてみると、戦前朝鮮に移り住み、そこで築いた日本人の財産は、敗戦直後にアメリカ軍に管理され(軍政令33号)、独立した韓国に引き渡されたようだ。その後の日韓交渉で、この在外資産の清算の問題は重要な課題となったが、1965年に妥結した請求権協定では、双方とも相手国に対して「請求権を放棄」することになった。

ただちゃんの家族は、何らかの理由で米軍の差し押さえを免れ、一定財産を日本に持ち帰ることができ、立派な家を買収し、しばらくはいい生活ができたのであろう。

「徴用工判決」をめぐって、わが国の一部には、この在外資産の放棄などを含めて韓国に戦前戦後を通じて多大な「経済的貢献」をしたのに、なお損害賠償を求めてくるとして、韓国に対する根強い反発がある。ただちゃん一家と違い、朝鮮から何も持ち出せず、着の身着のまま引揚げ、辛酸

をなめた家族が全国に沢山いたことであろう。この反発を抑えることは容易ではない。どう考えればいいのであろうか。

「徴用工判決」は、日本による植民地支配という「不法性を前提とする」影響下での、朝鮮人の精神的肉体的苦痛に対する損害を賠償することを命じた。請求権協定では、植民地支配の影響下での不法行為の損害賠償権は放棄していないと判断した上で・・・(そう言えば、わが政府が朝鮮に対する植民地支配を正式に謝罪し始めたのは、1995年の村山首相からではなかったか。反省もない1965年の日韓会談の時期にはその種の損害賠償の義務など政府の頭にはなかった！)。

私たちに「ただちゃん」らの苦労は分かりやすい。反対に、罪もないのに植民地という「不法な」支配を受けた朝鮮人のさまざまな辛苦をほとんど知らない。

支配を及ぼした民族の一員である私は、あつたに違いない朝鮮人の民族的な屈辱感、差別待遇の悔しさ、慰安婦の悲しみ、徴用工の苦しみ等に、少なくとも想像力を働かせ、思いを寄せる人間でありたい、そう思うのである。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(3)

朝鮮人慰安婦に起った出来事

(2020.1)

伊東武是 (美賀多台)

(原田軍曹らが部隊の命令により戦死者用の大量の白木の箱を列車で中国河南の兵団司令部まで運ぶ途中、黄河を渡ったあたりで、列車は付近に展開していた高射砲陣地帯の日本軍兵士一団に停止させられた。原田らは白木の箱が積み上げられた車輛の一隅に司令部まで届ける5名の朝鮮人慰安婦を引率していたのである)



「おい、女たち、降りろ、一どこにいるのか。出てこいっ」

「こら一っ、出てこいったら、出てこんか。チョーセン・ピーめ」

「貴様が、引率者か、チョーセン・ピーたちを、すぐ降ろせっ。おれはここの高射砲の隊長だ。降りろ」

「嘘をいうな。前から八輛目の車両の中には、五名のチョーセン・ピーが乗っていることはわかっているんだ。新疆から無線連絡があつたんだ。命令だ。女たちを降ろせと云ったら、降ろせっ」

「なにっ。文句をいうな。なにも減るもんじゃあるまいし、ケチケチするな。新疆でも、さんざん、大盤振舞いをしたそうじゃないか。何故、おれたちのところだけ、それをいけないというのか」

「しかし、くそもない。いやなら、ここをとおさないだけだ。絶対にさきへいかさない。いいか。わかつたな。通行税だ。気持ちよく払っていけ」

「頼む。な。兵隊たちのために、頼む」

(数知れない人影のなかに5名の女性は降りて行った・・・時間がたち、女性たちが裸身にまとったシュミーズ姿でふらふらとなって戻ってきた。列車はふたたび動き始めた)

「チキショー、バカニヤガッテ、アイツラ、アソブナラ、アソブテ、ナゼカネハラワナイカ、カネハラワズニ、ナニスルカ」・・・ (田村泰次郎・小説「蝗」(いなご)から、注)

明日の命もしれぬ殺伐たる戦場の一風景であった。それでも、軍人たちは日本人慰安婦には決してこんな仕打ちはしなかったであろうし、できなかったと思われる。

1994年8月4日の河野内閣官房長官の談話から

「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」

注 作者は中国大陸にあしかけ7年の従軍体験をもつ。作品は1964年9月発表。作者と作品について慰安婦にも触れた興味深い評論はここ

資料 財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」HP掲載資料からの抜粋
同財団(理事長村山富市)のHP

中国・北朝鮮・韓国と私たち(4)

中国は脅威なのか

(2020.2)

伊東武是 (美賀多台)

「中国・北朝鮮・韓国と私たち」と名づけたこのシリーズ、身の程知らずのまことに無謀な試みかもしれない。

私は若い時から中国など東アジアに強い関心を抱いてきた。ここ数年、この地域に何やら緊張が高まる中、緩和への糸口を見つけない、平和を願う人たちと考えをすり合わせたい、そんな思いが老骨に鞭を打たせている。

韓国とはここしばらく関係がギクシャクしている。徴用工判決をきっかけに両国の友好関係は一気に冷え込んできたかに見える。しかし、この関係悪化は戦争の悪夢を漂わせるほどのものではない。幸か不幸か、両国は軍事的には超大国アメリカの支配下にある。「手下」同士でいつまでも喧嘩するわけにはいかないであろう。

また、朝鮮・韓国に対して得体のしれない差別感情をうけ付けられてきた世代とは違って、今の若い者にはそうした偏見はない。韓国の文化に憧れを持つ者も少なくない。逆に韓国の若い世代も日本の文化に魅力を感じているらしい。

何と言っても、日朝関係は2千年の交流の歴史があって、豊臣秀吉の時代と近代の一時期などを除いて、圧倒的に長い間互いに尊敬しあう友好関係にあったのである。こうした関係があればこそ、現在の関係悪化を乗り越えて再び友好関係に戻るに違いない。

関係回復の鍵となるのは、近代、わが国が朝鮮に及ぼした植民地支配という害悪を自覚し、その思いが伝わり相手が安心と信頼を持ってくれるかどうかではないだろうか。請求権協定を巡る国際法上の解釈の違いは、おそらくどちらに軍配を挙げることもできない。しかしながら、わが国がこの歴史認識さえしっかりと胸に置いて話し合えば、おのずと友好関係回復の道は開かれると思われる。韓国内で出ている「基金による補償」構想は一つの解決方法である。

目を中国に転じたい。

1972年の田中角栄と周恩来との間で結ばれた日中共同声明は、東アジアの平和にとってまことに歓迎すべき出来事であった。中国はこの共同声明の中で日本に対する戦争賠償を放棄した。当時日中国交回復に大きな貢献をした公明党の竹入委員長は「(公明党代表団との)第1回会談で最も衝撃だったのは、中国側が賠償請求を放棄することをいとも簡単に、抵抗感もなしに周首相が毛沢東主席の決断として口にしたことだった。私は500億ドル程度払わなければならないかと思っていたので、全く予想しない回答に体が震えた。」と書いている。



そうして始まった日中の平和友好関係は、数年前の「尖閣問題」以降大きく崩れ、中国の南シナ海進出や香港の人権問題もからみ、「中国は脅威」との声が高まっている。わが政府は、そうした世論を背景に「9条改憲」や軍備増強を図っている面もある。

はたして中国は脅威なのか、じっくり検討してみたい。

新型コロナウイルス流行の真ただ中、中国は大きな苦境に立っている。恨みにも似た冷たいまなざしが注がれる中で、わが兵庫県はマスクを贈るなど中国に温かい援助の手を差し伸べた。気持ちよかった。逆に、どこかの野党党首は「香港問題などで評判の悪い中国の習近平主席を国賓で招くのは問題ではないか」と国会で発言した。政府は「既定方針とおり、国賓としての招待の準備を粛々と進める」と答えてきた。おそらくこの姿勢は正しい。日中間においては、交渉による友好関係の進展が何をさておいても大切だと思うからである。新型コロナウイルスの広がり如何でどうなることか心配ではあるが・・・



さて、中国脅威論が高まる大きなきっかけとなった「南シナ海紛争」の実態と問題点を、いくつかの資料(注1)を基に、私の理解できる限りでざっばに整理してみたい。

1 南沙諸島沿岸国による実効支配の現状

南シナ海の領有権紛争の対象となった南沙諸島(英語名スプラトリー諸島、右上図)には、約230の島、岩、礁(満潮時には水面下に沈むものも含め)があり、これらに対しベトナム(28~31)、フィリピン(10~42)、マレーシア(7~10)、中国(7~15)、台湾(1~2)などがそれぞれその数を実効支配(注2)している。

島の大きさは100㎡を越えるものは7つしかなく、圧倒的に岩とか礁が多いと言われる中、島についてはその大部分をベトナム(3、4島)とフィリピン(6島)が占拠し、台湾は最も大きな太平島(それでも約510㎡)一つを実効支配し(1200mの滑走路を持つ)、中国の実効支配地には島はなく礁だけである。ベトナム、フィリピン、中国は、実効支配を確実なものにするため島や礁を埋め立て、それぞれ建造物さらには滑走路を作るなどしている。中国の埋め立ては規模が大きく人工島造りと非難されているようであるが、他国との違いがどの程度なのかよくわからない(補足1)。島嶼の主権を巡って巡視艇や漁船などによる小競り合いはあるものの、軍隊が出動しての奪い合う戦闘のようなものは多くない。特に現在は、島嶼の領有権をめぐる鋭い主張対決は継続しているが、各国は軍事的衝突までに至らずその力を抑制しているようである。

2 領有権主張の根拠

① 中国(南沙諸島の全主権を主張)

- ・歴史的な発見、開発、利用の経緯(鄭和の大航海など)
- ・サンフランシスコ条約による日本の主権放棄と中華民国の領有回復など(補足2)
- ・かつての国際的認知(日本を含む各国の地図にかつて中国領との記載あり)

② ベトナム(南沙諸島の全主権を主張)

- ・歴史的な発見、開発、利用(漁業など)の経緯

- ・第2次大戦前、宗主国フランスの領有権主張(中国、日本に対する異議、反論)
- ・1950年代、フランスから独立した南ベトナムの領有権主張、台湾に抗議・南北ベトナムの統一後は南ベトナムの領有権主張を継承 (下)につづく

中国・北朝鮮・韓国と私たち(5)

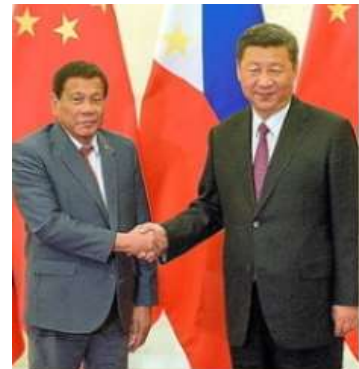
南シナ海、波高し(下)

(2020.3)

伊東武是 (美賀多台)

- ③ フィリピン(南沙諸島の一定基線より東側島嶼の主権を主張)
- ・1946年に独立後、地理的近接などさまざまな根拠で領有権主張

- ・1971年以降、新しい公式的立場を主張(公民クロマが見捨てられた無主の島嶼を1947年から1959年までに発見し占有・実効支配したなど)



- ④ マレーシア(南沙諸島の南海域-12の岩礁等を含む-)の領有権主張)

- ・1979年頃から自国大陸棚上に位置することを根拠として主張

以上のとおり、領土紛争は、対中国だけではなく、ベトナムとフィリピンの間、ベトナムとマレーシア間などにも存在している。

3 紛争激化の背景

南シナ海島嶼の領有権争いが激化し、さらには米中間に日本も加わった「覇権争い」の観を呈してきたのは、1970年以降、特に今世紀に入ってからである。

1969年に国連アジア極東経済委員会が黄海・東シナ海・南シナ海の対立灘に石油ガス資源が豊富に埋蔵されている可能性が高いと公表した。この発表後から南シナ海における島嶼の占領、EEZ(排他的経済地域)設定などの動きに急速な拍車がかかり、南部での石油ガス開発は、ベトナム、フィリピンなどが外国の資本と技術を積極的に導入して先行し優位に立ち、中国は出遅れたようである(注3)。

さらに、1994年に発効した国連海洋法条約では、12カイリの領海と200カイリのEEZなどが認められ、島嶼を自国領にできれば、その島の領海はもとよりこれに続く大陸灘の資源を掌中にできる時代になったのである。19世紀からの伝統的な海洋先進国の英・米・日本などの海洋寡占を打破し、新興国が権利を行使できる新海洋秩序を創る一方で、新興国同士の競合が激化することになった。(補足3)

以上のとおり、南沙諸島については、中国を含む沿岸国間に領土紛争があることは間違いない。どの国の主張が正しいのか、これを一刀両断に決する国際法はいまだなく、裁定する国際機関の力

もまだ弱い。この領土紛争がアジア地域に止まらず世界規模の軍事的緊張の一端にまで高まっているのか、米中、日中間の「せめぎ合い」などに触れていきたいが、その前に今回は、中国とベトナム、中国とフィリピンの2国間紛争の実際をみておきたい(注4)。(上)に戻る

注1 参考にした資料

著書

- ①中国の海洋進出 海洋政策研究財団編 成文堂書店
- ②南シナ海の領土問題 浦野起央著 三和書籍
- ③中国と南沙諸島紛争 呉土存著・朱建栄訳 花伝社
- ④南シナ海 領土紛争と日本 矢吹晋 花伝社

論説

- ⑤「南シナ海における中国の海洋進出および「海洋権益」維持活動について」
小谷俊介(国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛課)
レファレンス 平成25年11月号所収 [pdfはこちら](#)
- ⑥南シナ海をめぐるベトナムの「対中国攻勢」の正体
一柳公大(一等海佐)
海幹校戦略研究 2016年7月号所収
- ⑦中国の南シナ海進出と国際社会の対応
佐々木健(参議院・外交防衛委員会調査室員)
立法と調査 2016年7月号所収 [pdfはこちら](#)
その他、インターネット「ウィキペディア」など

注2 ある国が一定の領域を占領し、実態の上で統治していると主張している状態。尖閣諸島は日本が、竹島は韓国が実効支配という具合に。

注3 「中国は、スプラトリー諸島(南沙諸島)の領有権主張にもかかわらず、1980年代半ばの時点で実効支配を何ら及ぼすに至っていなかった。主要な島嶼の多くは近隣諸国の実効支配下にあり、その近海では石油開発が進められていたこともあって、中国は危機感を募らせていた。」(注1の⑤の30p)

注4 本稿がこのHPに似合わず読みづらいものとなったことを申し訳ないと思います。ただ、南シナ海における中国脅威論を正確にみるには紛争の背景・実態をある程度知る必要があると考えたからです。今しばらくお付き合いいただけると幸いです。できるだけ平明に書くことに努めます。(筆者)

中国・北朝鮮・韓国と私たち(6)

中国は実効支配に遅れをとった(対ベトナム)(上) (2020.4)

伊東武是 (美賀多台)

南シナ海(南沙諸島)における中国とベトナム、中国とフィリピンの紛争は、近辺の海の石油・漁業資源の奪い合いが主な原因であった。

紛争がけわしさを増したのは、1970年代にはいつてからで、その少し前、国連アジア極東経済委員会が南シナ海の大陸棚に豊富な石油・ガス資源のある可能性を指摘したのだ。



実効支配という形で争奪戦の先鞭をつけたのはベトナムとフィリピンの方であった。以前からこの海域の領有権を主張していたにもかかわらず、中国は遅れをとり、国内に被害者意識が生まれ、権益が奪われる危機感を募らせていた(注1)

ベトナム・中国間の南沙諸島における紛争

① ベトナムは、この海域に対して、近代以前からの領有意識に加え、第二次大戦前にも宗主国フランスによる「発見、占有」の経緯をもっていた。同様に古くからの歴史的領有感に加え、第二次大戦後の戦後処理により日本から領有権を回復したとする中国にくらべて決して引けを取らなかった。

ベトナムは、1970年代末までにスプラトリー島(南威島)など9島嶼を占拠し、その後も16島嶼を占拠して実効支配している(注2)。スプラトリー島では、1977年までに小型機が離着陸できる500メートルの滑走路を建造し、サウスウエスト礁(南子島)にも滑走路を建設した(注3)

② 遅れをとった中国は、1988年3月に海軍艦艇を派遣し、ジョンソン南礁(赤瓜礁)付近を実効支配していたベトナム海軍を武力で排除し(戦闘は28分)、赤瓜礁、永暑礁(ファイアリー・クロス礁)など6岩礁を実効支配するに至った(注4)。中国は、同年8月に最大拠点の永暑礁に8080㎡の人工島を築いた。これら6礁に鉄筋コンクリートで固め、陸戦部隊を常駐させ、通信施設、レーダー、対空砲などを配置した。

各国の実効支配の状況は、別紙図のとおりである(注5)。

③ ベトナムは、1990年代以降、実効支配する合計29の島嶼で大規模な埋め立てと工事を行い、滑走路、永久的建物、交通壕、トーチカ、戦車と火砲の隠れ家等の施設、海に対する警戒レーダーなどが建設された(注6)。その後も、実効支配する南沙諸島の管理を強化しつつ維持し、軍事的支配(2000人の軍人)、移民政策、海外企業などと協力しての石油採掘、漁業、観光事業などを実施している。特に、石油は、2012年に800万トンに達し、ベトナム石油年間総生産3000万トンのうち大きなウェートを占めるに至っている(注7)。

④ 中国も、特に2014年以降、南沙諸島の実効支配している礁などで大規模な埋め立て、施設建設を開始した。永暑礁では戦闘機などの離着陸が可能な3000メートル級の滑走路を完成させ、その他レーダーや補給施設などの整備もした。(下)につづく

注1 前号参考資料⑤30p、同①29, 30p

⑧ビル・ハイトン「南シナ海」119pなど ⑨グレアム・アリソン「米中戦争前夜」174p

注2 前号参考資料①14p、③154p

注3 前号参考資料①14p、③156p、⑤30p

注4 前号参考資料③146p、⑧122p

注5 ⑧目次3枚目裏

注6 前号参考資料③156p

注7 ③156、165p

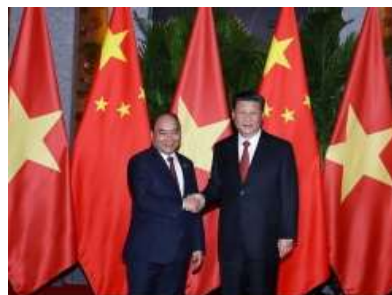
中国・北朝鮮・韓国と私たち(6)

中国は実効支配に遅れをとった(対ベトナム)(下) (2020.4)

伊東武是 (美賀多台)

(上)からつづく

⑤ (まとめ)ベトナムは、中国との間で、南シナ海の領有問題については一歩も引かない強気を見せ、この面でASEAN や日米の域外大国に支援を求めている。しかしながら、他方で、中国とは同じ社会主義体制の国同士という関係があり、経済的には大きく依存している面もあり、「共産党・政府は、中国との対立を管理し、国民の反中国感情をコントロールしようと努めている(注8)。



中国は、島嶼の実効支配のために攻撃的姿勢を見せるときもあったが、ベトナムとの間で相互依存関係による自省を促す力学が働いているといわれ、かねがね「領有権の帰属は棚上げにし、資源の共同開発の話し合い」を度々提案しており、「双方にとり win win に」とも主張している。「中国の外交姿勢には実際のところ、協調、関与、強硬の三つの姿勢が同時に存在している」との指摘もある(注9)。

中越間には、現在まで党、政府、軍、民間の様々なレベルでの協力メカニズムが構築されており(注10)、こうした抑制努力により、両国が南シナ海の紛争で決定的な対立に発展するとまではいえないと思われる。(中国・フィリピン間の紛争は次号に)

本稿を書いている途中、3月24日朝日新聞夕刊で、中国武漢の女性作家方方さんが新型コロナウイルス感染症に関しSNSで政府・行政の対応を批判しており、それが中国国内で大きな支持を集めている、との記事を読んだ。同氏の2月24日の日記にこうある。

「一つの国が文明国家であるかどうかの尺度は、高層ビルや車の多さや、強大な武器や軍隊や、科学技術の発達や卓越した芸術や、派手な会議や絢爛な花火や、世界各地で豪遊する旅行者の数ではない、唯一の尺度は、弱者にどう接するか、その態度だ。」

筆者伊東は、南シナ海紛争における中国の態度を「一方的」「威圧的」「横暴」「国際法無視」とする日本政府やマスコミの論評に対して、一概にそうは言えないとの意見をもっている。ベトナムやフィリピンも実効支配は軍事力を背景にしたのであって、中国だけが威圧的とはいえ、また先に実効支配した国が領有権を獲得するとは必ずしもいえないので、中国を横暴、国際法違反と非難できるか疑問である。さらに中国の後からの割り込みは他国が実効支配している島部分を避け、岩礁地帯だけそれも少数にとどまっているなど抑制的姿勢もうかがえることなどの点を考えるからである。

しかし、方方さんの「弱者にどう接するか」との指摘は厳しい。

大国となった中国に、いまだ弱小後進国のベトナムやフィリピンに「寄り添う」姿勢がはたしてあるであろうか。この姿勢こそ実は、かつて第二次大戦後、植民地支配に苦しんできたアジア・アフリカなど第三世界を代弁するオピニオンリーダーであった中国(周恩来)が、インドのネールやエジプトのナセル等と共に面目躍如させていたものであった。近年の中国は、南シナ海の沿岸国に対する対応面で、民族の独立平等と平和を願う世界の人々に胸を張って申し開きできるだろうか、中国に自制を求める点もありそうである。

注8 ⑩細川大輔「ベトナムー中国」立命館大学国際地域研究所刊「国際地域研究」143p

前号参考文献⑥87p、88p

注9 前号参考資料③284p～ ⑪青山瑠妙「中国外交のゆくえ」益尾知佐子ら著「中国外交史」219p

注10 ⑩128p～

中国・北朝鮮・韓国と私たち(7)

「島」か「岩」か「低潮高地」か (上)

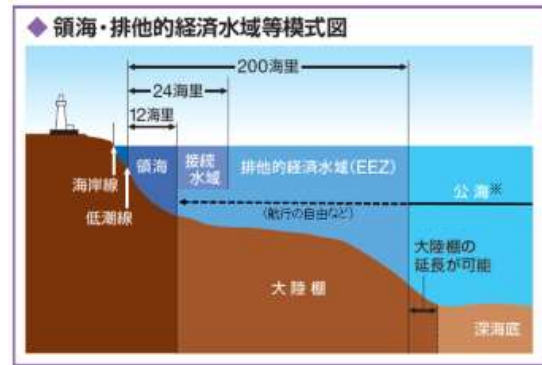
(2020.5)

中比間の南シナ海紛争

伊東武是

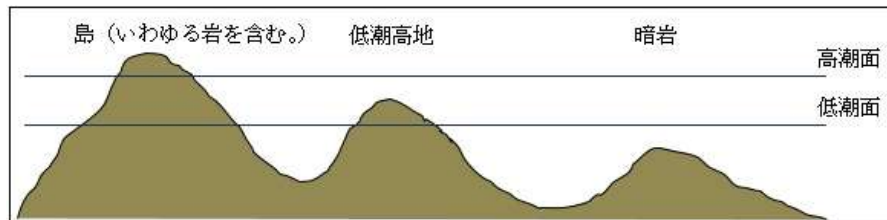
(美賀多台)

◎南沙諸島(スプラトリー諸島)には「島」は存在せず、せいぜい「人間の居住又は独自の経済生活を維持することのできない岩」が存在するばかりである。(注1)



◎「島」は周りに12カイリの領海と200カイリの排他的経済水域(EEZ)を持つことができるが、「岩」は領海だけしか持たない。

◎「岩」にも当たらない「低潮高地」(低潮の時は水面上に頭を出すが高潮の時は水面下に沈む岩礁)については独自の領有を主張できず、当然領海も持てない。



◎中国が南沙諸島で実効支配している岩礁のうちフィリピン寄りにある3つ(ミスチーフ礁、カヴェン礁、スピ礁)はいずれも「低潮高地」であるから独自に領有権を主張できない。かえってミスチーフ礁はフィリピンの沿岸から200カイリの排他的経済水域の範囲内にあるのでフィリピンの領有である(他国が領有する「岩」の領海の外にあり中国大陸沿岸からもはるか200カイリ以上離れているので、他国や中国は領有を主張できない)。

◎こうした「低潮高地」に中国が人工の建造物を付加して常時水面上に顔を出す工作をしてもそれが「岩」や「島」となって領有対象になるものではない(中国はミスチーフ礁に人工島を建造していた)。

国連海洋法条約により設置された仲裁裁判所はフィリピンと中国と紛争をめぐり、2016年(ざっくり言って)上のような判断を下した。フィリピンの提訴はまことに巧妙であり圧勝に終わったかにみえる。(注2)

しかしながら、この仲裁判断には、中国だけでなく中立的見地からも看過できない疑問点を残した。南沙諸島の島しょをすべて「岩」と「低潮高地」と評価した点である。太平島を早くから実効支配している台湾はもとよりその他の島々を実効支配しているベトナムもおそらくその裁定には承服できまい。なぜなら「島」ではなく「岩」以下では、その支配地域がせいぜい「領海」に限られ「経済的排他水域」を持ってなくなり、広い範囲での漁業や石油採掘の権益を失うことになるからである。(注3)

(下)につづく

注1

国連海洋法条約第121条 島の制度

1項 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。

2項 (島は領海のほか経済的排他水域や大陸棚をもつ)

3項 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

注2

仲裁裁判所の裁定については、東北大学大学院法学研究科准教授・西本健太郎「南シナ海仲裁判断の意義—国際法の観点から」東北ローレビューVOL. 4 に詳しい。pdfは[ここ](#)

注3

実は、南沙諸島で一番大きい太平島(台湾が実効支配)でさえ「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することができない」から「島」ではなく「岩」であるとする仲裁裁判所の今回の判断は、日本の海洋資源政策にも大きな打撃を与える。

というのは、日本政府はかなり以前から大平洋はるか南方(東京から1740km)の珊瑚礁である沖ノ鳥島(日本の領有)が「島」であるから経済的排他水域を持つことを前提に、巨額の予算を投じてその岩礁地域に護岸など不沈化対策を含めた人工島築造を行ってきた。

しかしながら、仲裁裁判所のような狭い「島」の定義によれば、高潮時にはもはやわずかな岩部分しか水面に顔を出さなくなった沖ノ鳥島はとうてい「島」ではなく「岩」にすぎないことになる。排他的経済水域の石油資源などの獲得にこそ価値を見出して開発しようとしている日本政府にとっても容易に承服できる判断ではないと思われる(しかも仲裁裁判所は人工島工事を付加したからといって「岩」が経済的排他水域を持てるようになるものではないとも言っているのだから困った判断であろう)(3月号参考資料④97p 以下参照)。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(7)

「島」か「岩」か「低潮高地」か (下)

(2020.5)

中比間の南シナ海紛争

伊東武是 (美賀多台)

中国はフィリピンが二国間紛争を仲裁裁判所に提訴した当初から、同裁判所の権限を越える裁定を求めるとしてこれに反対した。にもかかわらず、仲裁裁判所は、中国やベトナムが早い時期からその領有を主張している南沙諸島につき、ようやく1970年代になって正式に領有宣言をしたフィリピン(注4)に軍配を上げたのである。中国



はその結論に対しても改めて無効であり受け入れられないと主張している。その無効理由には相応の根拠がうかがえ、必ずしも負け犬の遠吠えとばかりは思えない。

ところが、2016年7月の仲裁裁判所の裁定公表の後、事態は意外な方向に動いた。その直前の6月にフィリピン大統領に選出されたドゥテルテは、8月に元大統領ラモスの特使として香港に派遣し、中国政府幹部との意見交換をさせたあと、10月に自ら国賓として北京を訪問し、首脳会談に入る前にマスコミインタビューで「戦争が起きたら、あの海域の領有権が何の役に立つのか。百年後、南海は何の意味もなくなっているだろう」と語り、中国との対話を通じて問題を解決する姿勢を強調したのである。

そして習近平主席との首脳会談において、ドゥテルテ大統領は「フィリピン側は両国関係の積極的な発展に尽力し、中国側との協力を強化する。これは両国民に幸福をもたらす。フィリピンの経済・社会発展への中国側の力強い支持に感謝する。両国の各レベルの交流を緊密化し、…経済・貿易・投資・農業・科学技術・製造業・インフラなどの協力推進に力を入れることに賛成する」と表明した。

この会談を機に、南シナ海をめぐる中比紛争は、仲裁裁判所の裁定を棚上げにし(フィリピンはもちろん結論を支持し受け入れた上で)二国間の話し合いで解決する方向に進むに至っている。(注5)

フィリピンの態度変更の裏には、中国からの経済援助申出を含む双方のさまざまな思惑や駆け引きがあったことは確かであろう。ただ、それぞれの国の利害がからむ領土紛争においてこうした経済関係等の協力に向けての話し合いは、軍事的緊張を和らげる最も賢明な「平和への道」と考えるべきではないだろうか。そもそもちっぽけな島や岩をめぐる領有争いの発端は、石油・漁業資源獲得を巡ってであったのだから。(注6)

(注4)

フィリピン政府は戦後非公式な発言などでスプラトリー諸島についてその領有を主張してきたが、1971年10月新しい公式立場を示し、その中では「フィリピンの公民トマス・クロマが1947年から1959年までの間に発見したもの」と表明した。クロマは従前からその「発見」を表明してきたが、すでに太平島の実効支配をしていた台湾はじめ国際世論はこれに冷たく嘲笑的な反応を示していた(3月号参考資料③吳土存著「中国と南沙諸島紛争」198p以下、4月号参考資料⑧ビル・ハイトン著「南シナ海」99p以下など)

(注5)

ドゥテルテ大統領による中比間交渉経過については、上記③332p以下、井出讓治著「フィリピン」(中公新書)185p、浅井基文「中比関係の質的転換の本質的意義は何か」など

(注6)

中国政府の南シナ海政策にも「現実派」「強硬派」「穏健派」があるという。「強硬派」は主流にはなっておらず、習主席の語る「平和・共通利益・Win-Win・包容」の理念は「穏健派」に添うものと思

われる。南シナ海政策の担当者の一人であり代表的論客でもある呉士存(上記③の著者)は南シナ海を周辺諸国の「共通の庭」にすることを提言している(上記③朱建榮のあとがき354p以下)。中国は南シナ海問題の平和的解決を目指し、ASEANに「南シナ海行動規範(COC)」の作成を提案して「紛争棚上げ、共同開発」を追求すべく2017年以降協議を重ねている。これも「穏健派」による政策とみられる。

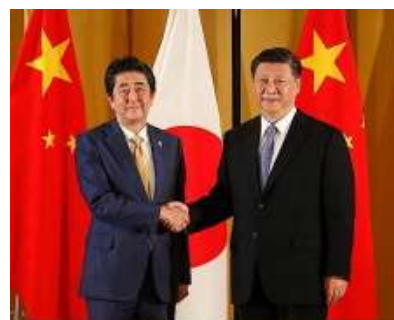
中国・北朝鮮・韓国と私たち(8)

大国中国とどう向きあうか

(2020.7)

伊東武是 (美賀多台)

現代中国論を専攻する毛里和子氏(早稲田大学名誉教授)は、中国の外交姿勢、とくに朝鮮戦争以後のソ連、インド、ベトナムとの戦争、武力行使を冷静に分析し、「だが、朝鮮戦争をのぞけばいずれも限定戦争であり、(中国は)政治的目的を達成すると直ちに兵をひき上げた。要するに、軍事行動の目的はけっして敵の軍事的掃討や領土の拡大ではなく、あくまで政治的なものに限られている」と述べている(注1)。



私たちが南シナ海紛争について(わずかに)調べた実情とも、かけ離れた結論ではない。世界第2の大国となった現代中国の「脅威論」の中身についての穏当な見方ではないだろうか。

私たちが街頭で、自衛隊の軍備増強、海外派兵などの危険性を訴えるとき、「中国が攻めてきたらどうするの?」と反論してくる市民の声は、中国の領土侵略性までもイメージした過剰な警戒感、恐怖感というべきではなからうか。こうした恐怖感をあおる雰囲気は現在のわが政権・マスコミの中にあることが問題ではあるが…。

中国の軍事増強の背景には、戦後ながくアメリカを軸とする「中国封じ込め政策」(沖縄の米軍基地などによる)で威嚇されつづけてきた中国が、ようやく達成した経済力によって対抗措置を講じようとしているとみることもできる。

「力には力を」とのパワーポリティックスが「常識」化している現代世界では、中立的にみれば、中国が自衛のため節度ある(相手の先制攻撃を抑える限度での)軍備増強をするのであれば、これを特段に非難することはできない。ただ、どうしても、出る杭は打たれる…。

一方、中国の姿勢に「脅威」を感じる相手(日本政府)は、同じ現実世界の論理のもとに対抗策として軍備拡張を考える。この措置の行き過ぎに、私たちは憲法理念を楯に反対をするが、現実論者を説得しきるには至っていない。

パワーポリティックスの世界では、防衛を名目としながらの軍拡競争は避けがたい感がある。だが、そこからは競争が相互の緊張感を高め、小さな火花から大きな軍事的衝突に発展する危険性が生まれる。このことは以前から指摘され、「安全保障のジレンマ」といわれる難題である。

中国の大国化、特に軍事力の増強に対し、わが国はどう対処すべきか、本シリーズの中心の問題に、平和を願う一市民の立場から考え続けたい。

その対応策が平和憲法9条の精神にそうものであれば、私たちは護憲運動に自信を深め、中国に恐怖心、警戒心を持つ人たちに9条擁護を説得する力となろう。

注1 毛里和子「日中漂流」岩波新書(2017年)161p

中国・北朝鮮・韓国と私たち(9)

「話し合い・対話」こそが平和への第一歩

(2020.8)

伊東武是 (美賀多台)

「習近平主席の訪日中止」の声が自民党内で強まった。7月7日、外交部会などがその意見をまとめ、党の政調審議会はこれをおおむね了承した。香港の人権問題を強く非難する党内勢力が、政府の外交姿勢に変更を迫ろうとするものであった。

ただ、この議論の中で、二階幹事長は「(日中関係は)ここに来るまでに先人たちの大変な苦勞があった。外交は相手のあることで、慎重の上にも慎重に行動すべきものだ」と指摘し、さらに「外交部会長かなにか知らんが、軽々に判断すべきものではない」と述べ、外交部会などの動きを牽制したという。



二階幹事長はまことに老練な保守政治家であり、腹の中で何を考えているかわからない人である。が、中国に関してはときおり友好関係を大切に示す言動を示し、「あれ？」と思わずものがある。これまで誰もやれなかった日中国交回復をやりとげ、東アジアの平和に新しい流れを作った田中角栄のようなタイプかもしれない。

歴史認識、南シナ海、香港と問題は山積し、何より尖閣列島をめぐる厳しい対立があり、しかも中国は軍備増強に力を入れようとしている。それでも、日本は中国政府と話し合いによる問題解決と緊張緩和に努めなければならない。向こうを張って軍拡に走り、やたらと非難を浴びせかけることを外交の中心にしてはいけない。

自民党の上記部会で大きい声をあげていたのは、小野寺五典、佐藤正行ら名うての国防族議員(党内タカ派)である。

習主席の国賓訪日は、両国最高首脳による話し合いという友好関係修復の絶好の機会(それも久方ぶりの!)である。それをあっさり中止せよとは、どういうつもりであろうか。

ひたすら非難すれば香港の人権問題が解決するであろうか。尖閣列島に関する交渉を拒否していたら、おのずと両国の緊張関係は和らぐのであろうか。中国に向き合うにはわが国の軍備増強しれないと考えているのではなからうか。一旦招待しようとした相手をこちらからキャンセルするような行動を中国はどう思うだろうか、外交の基本エチケット違反というだけでなく、交渉解決の基礎となる両国間の信義を損なうことになるのではないか。

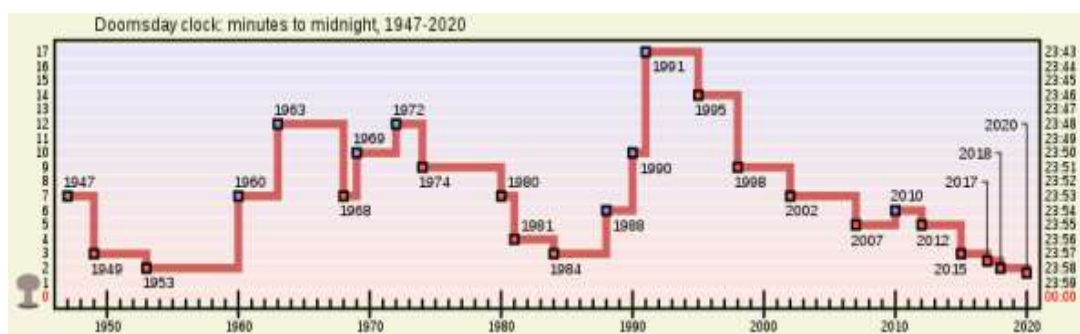
もとより「話し合い、対話」は決して相手の意見、立場に同調することではない。意見、立場の違いを乗り越え、調整して、緊張関係をほぐし、双方に益となる解決の道を見出すことである。決してやさしい道程でない。

パワーポリティックスの世界(力には力の政治世界)において「話し合い・対話」を成功させるにはどんな方法とるべきなのだろうか。軍事力を背景にしなければ成功しないものであろうか。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(10)

シーソーゲームで握手を ーグリッター(上) (2020.9)

伊東武是 (美賀多台)



アメリカ・中国間の緊張の高まりは新しい冷戦とも言われる。かつて米ソが核戦争を背景に繰り広げた瀬戸際外交の悪夢を思い起こす。核による人類滅亡までの残り時間の見積もりは今年1月、過去最悪となる「残り100秒」まで来たという。(注1)

一握りの戦争狂信者でない限りみんな、このような恐怖ただよう緊張から一日も早く脱出し、戦争の心配のない穏やかな世の中で、安心して毎日の暮らしを楽しみ、協力し合ってさまざまな懸案に取り組み、よき社会に向けて日々の営みを重ねたいと願っているはずである。

国際政治も人間世界と同じである。人と人が喧嘩をして不穏な空気にあるとき、相手に対する不信と自らの矜持(お前には負けない!)とを互いが持ちあっている限り、喧嘩は収まるどころかますます陰悪な雰囲気となる。こちらが高姿勢をとれば相手が折れてくると期待することは、両者の力が拮抗している限りとうてい無理である(注2)。その過程で緊張の糸が切れ抗争に発展する

危険性の方が高い。妥協と和解の道を探るには、まずどちらかが一歩譲歩する姿勢を示し、それを糸口に話し合いを始めることのほかにあるだろうか。

米ソの冷戦真っ只中にあった1960年代、アメリカのチャールス・オスグッドという学者が「平和のための段階的な一方的イニシアティブ」(英文の頭文字をとって「グリット」)という考え方を示した(注3)。その論文を紹介した当時の東大教授坂本義和のまとめによると「軍縮を実現するためには、厳密な協定や合意、あるいは確実に相手を守るという100パーセントの保障などがなくても、それらが無いままで、まず自分の側から、自分の安全を根本からおびやかされない限度で、一方的に若干の軍縮を行って譲歩をする」「こうした考え方の前提にあるのは、相手もそれに見合った軍縮を行う可能性があるかもしれないし、ないかもしれないが、可能性があるという側に賭けてみることによって、相手が軍縮をしない理由のうちで自分の側が作っている理由をとり除き、それによって、相手方も軍縮を行う可能性を増大させてみるという発想である」というものである。(注4)

「下」につづく (上図は、終末時計 1947~2020 年までの表 ウィキペディアから)

注1 朝日新聞2020年8月5日社説

注2 北朝鮮が核ミサイル開発を進めることによってトランプとの米朝会談を実現させたとの見方はできようが、あくまで弱小国が(一か八かの綱渡りで)大国を交渉の場に引き出したというケースであり、力関係に大差のない(あるいは共に誇り高い)二国間においては、力の誇示により相手を屈服させようとする政策は、かえって緊張を増大させる危険性の方が高く、核時代においてはその失敗による代償は人類の運命にかかわることになる。

注3 チャールス・オスグッド「戦争と平和の心理学」岩波書店1968年(原書は1962年出版)

注4 坂本義和「権力政治を超える道」岩波現代文庫134p(初出論文は「世界」1966年8月号)

中国・北朝鮮・韓国と私たち(10)

シーソーゲームで握手を ―グリット―(下)

(2020 . 9)

伊東武是 (美賀多台)

オスグッドは、ジョン(アメリカ人)とイワン(ロシア人)のシーソーゲームのたとえでグリットの考えを説明している。

シーソーに乗って平衡がとれているとき、どちらかが一歩後ろに下がると、相手も均衡がくずれる恐怖からすかさず同じだけ後退する。これを互いに繰り返すうちに、シーソー板の張力は限界に近づきついには折れてしまう。逆に、ジョンとイワンのどちらかが「10かぞえたら、君の方に一歩寄るぞ」とどなる。相手は半信半疑ながら貴重なバランスをくずすことを恐れてこれに合わせて一歩前にでる。こうした交互の前進を何回か繰り返すうちに両者の信頼は深ま



り、ともに中心の決して折れたりしない安全地帯に近づく(握手もできるし、ハグだってできる！伊東)。

後退を繰り返すのが軍拡競争の愚であり、わずかずつ前に進むのがグリットによる緊張緩和の形である。

考えてみると、厳しい対立関係がある中で、一方が譲歩を示すことが和解の糸口になることは、何もグリットの考えを待たずとも、誰にでも思いつくことである。特に一方的な譲歩は、相手に見返りを求めない態度であるだけにこちらの善意と誠意を示す何よりの証拠であって、相手に相応の信頼と友好の気持ちを生じさせ、これと見合う譲歩姿勢を取らせる可能性が高まる(トランプと金正恩の米朝会談開始のいきさつはその例ではなかったか)。

グリットの特徴は、パワーバランスを基本的に崩さない程度のわずかな譲歩ではあるが、これを一方的に積み重ねることにより、相手からも同程度の譲歩を引き出し、これを繰り返すことで相互の信頼関係を時間かけて構築しようとする無理のない実現可能な方法であるといえよう。

坂本教授(写真)はグリット精神についてその具体例を挙げて説明している。米中、日中の緊張関係緩和に応用できるものかどうか、なお検討を進めたい。(注5)(注6)

注5 グリットが提唱されたのは旧冷戦のさなかであったが、「暴力の人類史」で理性による平和構築を熱く説いたスティーブン・ピンカーは、2018年に上梓した「21世紀の啓蒙(下)」175pで、このオスグッドの「グリット」を紹介し、新冷戦時の軍縮の方法として蘇らせている。

注6 なお、香港の「民主派弾圧」事件については筆者も憂慮する気持ちに変わりはない。ただ、どんな批判の目を持つとも、これは中国の「内政」にかかわる事柄であり、中国を敵視したり緊張を高めるべき問題ではないと思う。「民主派支援」がいつの間にかアメリカの中国封じ込め・冷戦拡大戦略に加担する愚を冒していないか。今の世界に大切なことは、まず緊張緩和・平和構築であり、その次に人権擁護の課題が来るのではないのか。機会を改めて思いを綴りたい。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(11)

中国と平和的な共存共栄を

(2020.11)

伊東武是 (美賀多台)

北朝鮮が核やミサイルを持ち、中国が軍備増強をし南シナ海や東シナ海での行動を強めている、政府はこれらの「脅威」に対処するため、日米同盟を強化し、イージスアショアに代わる敵基地攻撃能力を保持するなど「安全保障政策に万全」を期さなければならないと考えている。



この考えは、パワーポリティクス思考のもとでパワーバランス(力には力を)を安全保障政策の基礎におくものであり、「非武装中立」とか「専守防衛」といった「憲法9条の平和思想」とは大きなずれを生じてきている。

ただ、国民の側も大部分は、憲法9条解釈において、非武装中立から自衛隊容認に変化した(パワーバランス論も一部容認したことになろう)。その中では、「脅威」に対抗するには防衛力が必要、との政府の方針に押されがちである。集団的自衛権を認めた新安保法制にも「ノー」の鉄槌を下すことができなかった。敵基地攻撃能力を構築しようとする最近の急速な議論にも、国民は中国や北朝鮮の「脅威」を前に、戸惑いを感じているのではなかろうか。

パワーバランスに軸足を置くわが政府の軍備増強策は、中国との軍備競争に拍車をかけ、緊張関係を高めること必至である。いくら経済関係では良好な関係を維持しようとしても、そこには限界と不安定さが免れない。

これでいいだろうか。わが国は、中国や北朝鮮の「脅威」なるものの実態を見極め、アメリカの対中政策に盲従しないで、話し合いにより相互に妥協の道を探るべきではないだろうか。平和的共存に向けて、軍備増強に代わる新たな政策のイニシアをとるべきではないだろうか。

先祖以来長いつき合いのある「向う三軒両隣り」の中国・朝鮮と喧嘩しながら、大通りを隔てた「遠くの友人」アメリカとバタバタしていて、何の安寧があろうか。中国や朝鮮とは2千年を超える親密な交際の歴史がある。彼らもときに「エラそう」な態度をとったこともあったが、もともと日本を脅かす存在ではなかった(唯一の例外は蒙古襲来の元寇だけ)。

地理的に近く歴史的にも深い関係のある中国・北朝鮮。東アジアのこれらの国々との平和的共存(そして共栄)という目標は、その国が好きとか嫌いといった次元を超えて、わが国外交の基本的大方針となるべきではないだろうか。

そのことは決してアメリカと手を切れとか、対決しろということではない。アメリカに強い親近感を持つ人々とも、共に考えるべき国家100年の大計というべきであろう。(次回から北朝鮮との関係に進みたい。)

中国・北朝鮮・韓国と私たち(12)

北朝鮮の真意を正確に知ろう！

(2020.12)

伊東武是 (美賀多台)

「しかし、北朝鮮側からすれば、アメリカからの脅威に対抗するために核兵器を開発しているのであって、…核兵器を放棄することには同意するけれども、そのプロセスのなかで自分たちの不安を埋めるものをきちんと保証せよと求めている」。こう発言しているのは一方的な北朝鮮ひいきの人ではない。外務省の元アジア太平洋局長の田中均氏である(彼は2002年小泉首相による歴史的な日朝首脳会談のときその準備に活躍した)。(注1)



北朝鮮は2003年のアメリカによる「イラク侵攻」を見て、明日はわが身と感じ、米軍の攻撃をやめさせるため2006年の核実験に踏み切ったのである。理由もないのにしゃにむに日本やアメリカを脅しているのではない。そのことは多くの論者が指摘するところである。交渉担当者であった田中氏の認識からみて日本政府も分かっているはずである。政府やマスコミが流す「北朝鮮恐ろし！」の論調はどこかおかしい。

アメリカに比べて圧倒的な弱小国の北朝鮮である。負けるに決まっているアメリカとの戦争を自分の方から仕掛けるはずはない。また、そのアメリカが日本の基地から北朝鮮を攻撃しない限り、北朝鮮が日本にミサイルを向ける理由もない。

北朝鮮は、米軍の朝鮮半島での軍事演習、韓国駐留の米軍基地の撤廃ないし縮小、朝鮮戦争の終結、平和協定の締結などを求め、全部ではなくてもこれらの幾つかが実現すれば、非核化することを明言しているのである。(注2)

朝鮮半島の非核化のためには、日本政府には韓国や中国とともに、アメリカと北朝鮮との間を仲介調整する役割が期待できるはずである。にもかかわらず、そうした役割を果たそうとせず、あいもかわらず北朝鮮に対して対決姿勢ばかり表に出し、敵基地攻撃向上などの軍事的対応に熱を上げるのは、やはりどこか間違っている。

注1 2018年刊「朝鮮半島 危機からの対話」岩波書店、126p,140p

注2 朝日新聞も先日11月19日ソウル支局長発で「正恩氏はスイスでの留学時代に世界のことを知り、最終的には豊かな北朝鮮をつくりたいとの夢を持っているとみられる。そのためには、米朝関係の改善が不可欠だと考えている。ただ、米国の敵視政策があるかぎり核は放棄しないし、北朝鮮の利益を伴わない譲歩もありえない」と報告している。

伊東武是 (美賀多台)



蓮池透さんの本には、拉致問題についてかなりショッキングな事実が載っている。拉致被害者である弟の薫さんから聞いた話として(注1)。

横田めぐみさんは北朝鮮で精神的にかなり病み、家庭内で娘さんに対するDVを起こし娘さんがたびたび薫さん家族のもとに避難してきた、めぐみさんは何度か自殺未遂もし、また招待所から何回か脱走を試みても捕まり、ついに当局により精神病院に入院させられた、その後のことはわからない、という。

めぐみさんは病んだ末に死亡した旨の北朝鮮の報告を半ば裏付ける話である。薫さん家族は拉致被害者らの生活施設(招待所)(注2)で、めぐみさん家族とは近くに住んでいた。その状況などからして到底うその話とは思えない。薫さんはその話を帰国後の2004年に、めぐみさんご両親にくわしくお話しされたそうである。しかしながら、めぐみさんのお母様の早紀江さんは、薫さんからそのような話は一切聞いていないと言い続け、めぐみさんの生存を信じ帰国を待ち望む姿勢を一貫させている。蓮池透さんは、めぐみさんの悲劇を信じようとしない早紀江さんのお気持ちを理解し深く同情するが……。

日本政府の拉致問題に対する基本姿勢は、めぐみさんのお母様や有本恵子さんのご両親ら被害者家族の立場に同調しその気持ちをそのまま代弁しようとする。北朝鮮のいう被害者8名死亡説は虚偽であり、その生存を前提としその帰国を求めるという点で動かない。

拉致問題の解決に向けては基本姿勢を見直す必要がないであろうか。

第2次大戦後の敗戦国日本は国際社会に復帰するため、サンフランシスコ条約を皮切りに戦勝国や被支配国との間で賠償や清算など戦後処理を行ってきた。植民地支配という大きな被害を与えた韓国との間では1965年の日韓条約・請求権協定によりひとまず戦後処理を終えている(その不十分さが今また徴用工・慰安婦問題として露呈してはいるが)。

しかし、同様な被害を与えた北朝鮮の間では植民地支配の清算を中心とした戦後処理が未了のまま今日にきている。その間に起きた朝鮮戦争(日本の植民地支配がなければ民族を分断するこの戦争も起きなかったであろう)では、日本はアメリカの「後方支援」の形で北朝鮮と敵対し、さらに加害の歴史(多くの朝鮮人が死んだ)を刻んだ。にもかかわらず、日本は北朝鮮との間で、正式に謝罪し賠償すべき戦後処理の話し合いをしておらず、そのために国交も回復していない。こうした不正常的な関係の中で拉致問題は起こったのである。「下」につづく

(注1) 蓮池透「拉致被害者たちを見殺しにした安倍晋三と冷血な面々」講談社(2015年)212p以下。なお同書には、北朝鮮から提供された「めぐみさんの遺骨」をめぐる日朝間の論争についても「真相」が語られている(158p以下)。

(注2) 蓮池薫「拉致と決断」新潮社(2012年)に詳しい。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(13)

拉致問題を別の角度から考える(下)

(2021. 2)

伊東武是 (美賀多台)

拉致問題だけを切り離してみるならば、たしかに日本は、北朝鮮に対して正義感情をもとに圧倒的に優位な位置に立つことができる。「あんな無法無頼かつ悲惨なことをしたくせに、なんだ北朝鮮の態度は！」と日本は言える。



しかしながら、戦後処理が未了な日本政府は、北朝鮮を一方的に責めにくいハンディを負っている。「日本は私たちの国と民に半世紀もの間塗炭の苦しみを与えてきた、正義づらして何をえらそうにいうのか！」と北朝鮮は言うにちがいない。日本政府が北朝鮮を非難するとき、正義はいびつにゆがみ、北朝鮮の心に響かない。

2002年9月の小泉首相の訪朝により金正日委員長との間で交わされた日朝平壤宣言には、おおむね①日朝国交正常化交渉の再開、②日本の朝鮮に対する植民地支配に対する反省とお詫び、経済協力のための協議、③日本国民の生命と安全に関する懸案問題について再び生じないような適切な措置、以上の3点が確認され、その上で、北朝鮮側から拉致問題に対する謝罪があり、被害者5名の帰国が決められた。

拉致問題解決のために日本側にとって重要な姿勢がここに示されている。

しかしながら、わが方の譲歩が気に入らない日本の右派勢力はこの平壤宣言を激しく攻撃し、その後の政権はその影響下でこの平壤宣言を無視する姿勢に転じた。約束された国交回復の交渉は開始される気配のないまま、核問題もからんで両国関係は悪化の一方をたどってきた。未解決の拉致問題も国交回復交渉のなかで話し合われる予定であったのに、それも途絶え、解決の見通しが立たなくなったのである。

たしかに、あんなひどいことをした北朝鮮と頭を低くしてまで交渉したくないという気持ちも理解できないわけではない。しかしながら、人間社会を考えたら容易に分かることだが、こちらの非を謝罪することなく相手の非を責めてばかりしては、相手も心を開く気持ちにはならない。

今、日朝平壤宣言の精神に立ち戻って、あらためて拉致問題の解決に向かうことが求められているのではなかろうか。(上)にもどる

中国・北朝鮮・韓国と私たち(14)

— シリーズを終えるにあたって

伊東武是（美賀多台）



人とつき合うとき、こちらの都合だけを考え、相手の事情に配慮しない「一方的」とか「上から目線」と批判される態度がある。相手の気持ちや思いに気を配らない行動は、とかくあつれきを生みやすい。

相手が口に出さなくてもその気持ちや思いを察するのは、この生物界で人間だけがもつ特殊かつ高等な能力だといわれる。人類は進化のかたいで脳を発達させこの能力を獲得したのだ。これにより人間は他の動物と違って、互いの協力をスムーズかつ強固なものにさせ、高度かつ複雑な社会を形成する基礎をきずいた。

ただ、他人の心がよめても、これに同情し共感する能力を欠く間は、人間関係のひさんな抗争を止めることはできなかった。人と猛獣とを闘わせてこれを喜び、火あぶりの刑を見て歓喜の声を上げ、黒人奴隷を酷使して可哀そうとも感じず、植民地の人々を差別することを選ばれた民として当然視するなど…。

人間社会はその文化文明を発達させ、他の人間との間に少しずつ「憐憫、同情、共感、協調、連帯」する能力を育んできた。宗教は人間道徳としてこれを教え、ここから「公正」とか「仁政」などの政治思想も生まれ、奴隷制は姿を消し、植民地はなくなり、日常生活のマナーにまで進歩してきた。

国際関係においても、こちら側の都合だけ見て相手側の事情(動機や背景)に思いを寄せない態度は、往々にして相互のあつれきを生み、紛争を拡大させ、戦争にさえつながることもあった。

「中国、北朝鮮、韓国と私たち」と題したこのシリーズを書くなかで、私があらためて痛感したのは、この点である。

私たち日本の側は、(アメリカに追随して)特に中国や北朝鮮側の諸行動に対しては、その動機や背景の事情に思いをいたすことなく、被害をこうむってばかりいるとし、(自分らの非を省みることなく)反撃を準備するというスタンスで臨んでいると思われてならない。

相手の事情に思いをいたすというのは、相手方の主張がすべて正しいと認めることではない。ましてや相手に屈服せよとか言いなりになれということでもない。一定事情を背景とした相手の意図を正確に知ることによって、そして謙虚に自らを省みることもしないならば、戦いではなく話し合いで、協調・和解そして共存共栄の道を見出すことができるはずだということである。

(a)南シナ海や尖閣諸島などへの海洋進出の問題

西側の先進諸国(日本を含む)は19世紀半ばから武力を背景に中国に対する半植民地化政策をとる過程で中国が管理支配しておかしくない島々をわがものとしてきたのではないか。中国はようやく先進国と肩をならべるまでに経済成長してきたこの期に、これを取り戻し、周辺国家と共同で開発しようとの意図に出たものとみるべきではないのか。そこに軍事的要素が多少含まれているとしても、アメリカが遠く太平洋のかなた中国大陸の眼前にまで基地を張り巡らし原子力潜水艦を航行させて中国封じ込め政策をとるなかで、中国はようやくにしてその国力充実に見合う防衛戦略をとろうとしているにすぎないのではなからうか。(注1) (下)につづく

(注1) 最近、中国海警局船舶の尖閣諸島領海への侵犯報道がしきりである。ただ、尖閣諸島の領有権が争われているのであるから、その「侵犯」はあくまで日本側の主張であり(中国側は自己の「領海」を通行しているというに決まっている)、「国際法違反」というのも日本側の言い分にすぎず、客観的、第三者的な判断ではない。相手側の事情・意図を考慮しない非難合戦からは話し合いは生れない。

中国・北朝鮮・韓国と私たち(14)

憐憫、同情、共感、協調、連帯 (下)

(2021.3)

— シリーズを終えるにあたって
伊東武是 (美賀多台)

(上)からのつづき

(b)米中貿易経済紛争

ファーウェイや TikTok などの中国の先端IT企業に関する紛争は、その製品から集積されるビッグデータが中国側の人工知能(AI)によって解析(プロファイリング、信用調査)されることで、軍事秘密や企業秘密が盗まれるとする米国側の懸念に発するようである。しかし、その懸念があたっているとしても、よくよく



考えて見ると、アメリカが人工衛星網で世界の軍事基地を監視し尽くしたように、パワーポリティックス思想が世界を席卷する限り不可避免的なスパイ合戦の新たな展開というべきであろう(注2)。新技術によって防御するか、上回る新技術を開発するか、それとも話し合いで技術開発をストップさせるかするほかはないのではないか。中国を非難してもはじまらない。

(c) 国家制度、人権思想の違いについて

中国の共産党指導者は「中国は歴史的に、西洋の議会制民主主義や個人主義とは異なる制度・価値観のもとに社会・国家を形成してきた」とよく言う。たしかに儒教その他の社会思想は、西洋文明に比肩すべき三千年の歴史の中で中国の人々の生活の隅々まで根つき息づいている。近現代となりそのうちタテの道徳(「忠」や「孝」などの恭順倫理)は克服すべきものとされてきたが、ヨコの道

徳(清廉、篤実、公直などの個人倫理)は今日もなお大切なものとされている。そして、その「公」と「個」との関係のあり様についても、西洋の個人主義とは違う思想(たとえば「大同思想」)を育んできた、ともいわれる(注3)。私たちはそうした中国社会の歴史・あり様をなおよく知ったうえ、中国文明に対するレスペクトとともに、守られてきた伝統的イデオロギーを謙虚に受け止め、尊重する態度も必要なのではないだろうか。「コロンブスがアメリカ大陸を発見した」の誤った発想を今なお私たちは持ちつづけているのかもしれない。中国は、決して覇権をもとめず、大国米国とも協調しつつ国連を中心とした秩序にそう国際関係を築くとたびたび主張し、自国の価値観を他国に押し付けることはないとも明言している。伝統の冊封・朝貢関係の実質をみると、これを裏付けているようにも思える。

(d)台湾、香港問題

一国二制度のもとで、台湾の独立指向あるいは香港の青年達の人権擁護の行動にたいする中国の対応には懸念を抱かざるを得ない。ただ、台湾や香港青年の要求が中国を敵対視する諸国と連動することにはまた別の懸念も覚える。中国はその長い歴史の中で分裂に苦しみ統一に国家再生をかけてきた。そのことを世界でもっともよく知りかつ理解でき、同時に中国と対等な関係を長く維持してきたのは、日本だけであろう。その日本が中国との間で信頼関係に基づく関係を取り戻すことができれば、台湾・香港の平和・人権問題についても、互いの仲立ちをしてよき解決策を見出す役割を果たすことができるのでは…。

説得力において不十分さの目立つこのシリーズを辛抱強く読んでいただき、ありがとうございます。いろいろな場でご批判に耳を傾けつつ、なお考え続けてまいります。(了)(上)にもどる

(注2) アメリカも、たとえばCIAがGAFAs等の世界的IT企業からビッグデータを入手しAIで解析の上各国の秘密情報を獲得しないという保障はない。

(注3) 東京大学名誉教授溝口雄三「方法としての中国」(1989年・東京大学出版会)245p以下参照。儒教研究者である同教授(故人)の一連の著作は現代に通じる中国思想を紹介してまことに興味深い。「中国の衝撃」(2004年・同出版会)、「中国の公と私」(1995年・研文出版)など。

日中関係改善の外交を — わが国が平和国家であり続けるために (2022.3) 伊東武是 (美賀多台)

今日の日中関係はいびつにすぎ、不正常ではないだろうか。

中国の内外諸政策を批判するのはいい。中国の軍事的増強に対し「防衛」措置が必要だ、との議論もあっておかしくない。

ただ、日本はそうした批判的、対抗的措置ばかりに一生懸命であり、中国との関係を **平和的に安定させる外交**が置きざりにされているのではなかろうか。

他の国とのつきあいでは、たしかにいつも蜜月円満というわけにはいかない。ときに波風がたち暴風となるときもある。

しかし、外交の常識では、他国との間に不穏な空気が漂いはじめたとき、すぐに、それ戦争だ、その準備だ、というのは拙劣きわまりない。あの太平洋戦争のときでさえも、回避に向けて長い間、開戦直前まで外交努力がなされた。



日中間においてはどうなっているのだろうか。実務的にはそれなりの安定努力がなされているのかもしれない。尖閣列島でも、海上警察レベルでは互角の力で監視し合って互いに相手を係争領域に立ち入らせないように安定的な均衡が維持されているようである(雑誌「世界」21年9月号158頁)。暗黙の了解というべきものかもしれない。

しかしながら、国と国との基本的あり方を左右する首脳級の交渉・交流はここ数年、滞ったままである。停滞の原因はわが国の外交姿勢にあるのではないか。

一昨年に予定されていた習近平主席の来日は、コロナの影響という名目で先延ばしになったままである。その後は、中国側からの外相級会談の申込みにも、わが国が応じていない。**政権与党のなか**に強力な交渉拒否圧力があるようである。

もちろん一度や二度の交渉で懸案事項が解決できるわけではない。一気に仲よくなれるわけはない。それでもまず交渉を開始し辛抱強くこれを重ねることこそ外交のイロハなのだ。

政権与党の交渉拒否姿勢はなぜであろうか。

日本の軍事増強戦略(9条改悪を含め)のために、東アジアとくに中国や北朝鮮との間に、軍事紛争まで発展しかねない**緊張状態が必要**と考えているのではあるまいか。

いつの時代もどこの地域でも、軍事力の増強は国家間に緊張状態があるときに可能となる。平和なときは軍縮に動く。そうした「パワー政治の常識」が今の日本でおきているのである。

今年は、**敵基地攻撃能力の保持**、さらには**憲法9条改悪**の議論が正念場ともいわれる。平和を望む私たちはこれに立ち向かおうとしている。敵基地攻撃は「専守防衛に反する」「憲法9条に反する」との法律論を武器にたたかうのはもちろん大切だ。

しかし、それとともに政府に対し、東アジア特に中国との間で、今ある**緊張状態をときほぐす話し合い・対話をすすめよ、との要求を突きつける**ことも大事ではないだろうか。幸い岸田内閣は、中国との「建設的かつ安定的」関係を目指す所信表明をしている。

こうした外交の開始は、まずは両国民間のとげとげしい感情をほぐし、平穏・平和への希望をふくらませ、さらに政府にますます関係改善努力を促すことになり、ひいては軍備増強の必要性を減少させることになる。

安全保障とは「抑止力」の構築に突っ走ることではない。まずは外交努力に最大限の努力をすることである。それが**憲法9条の精神**というものであろう。

(改憲論議をめぐる)

改憲の狙いは9条

(2016.8)

伊東武是 (美賀多台)

憲法「改正」を企図する勢力が参議院の3分の2を制した。まことに残念な結果。

ほんの少しだけど、選挙運動らしきものに加わって、私なりに「護憲勢力」3分の1確保を訴えただけに、本当に残念である。



多くの人が結果を分析している。護憲勢力は、今回の選挙で足りなかった点を反省し、その上で、いよいよ動き出す改憲の流れに対峙し、子孫に禍根を残さない努力をしなければならない。

ただ、私には楽観しているところがある。平和、人権、国民主権、とりわけ平和を維持し保障せよとの声は、正義であり、理性であり、歴史の流れであり、人類の進む道である。この正義の闘いが負けるはずがないという、理屈を超えた思いがある。

改憲勢力は、トーナメント戦にたとえれば、ようやく1回戦で勝ち星を挙げただけである。これからまだまだ何試合も続く。それらを勝ち続けること並大抵ではあるまい。

ひとつ負ければ終わりである。党内調整、連立協議、国会審議、世論見極め、米国はじめ諸外国の支持、…最後に国民投票と続くのだ。逆にいえば、護憲勢力は、まだまだ闘いの場が沢山残されているということだ。

憲法改正というけれど、保守勢力がぜひとも改めたいのは、憲法9条だと思う。戦争好きの彼らは、戦争ができる体制作りをするためには、9条がネックになっていると考えている。何としても「戦争放棄」「戦力不保持」を取り除きたいのである。

その他の条文もいじろうとするのは、9条という本命改正と整合させるためであり、9条改正という本命につなげる前座にすぎない。「外国から押し付けられた」というのは9条のことなのである。自主憲法というのは、戦争のできる軍隊をもち、戦争のできる体制を整える憲法のことである。

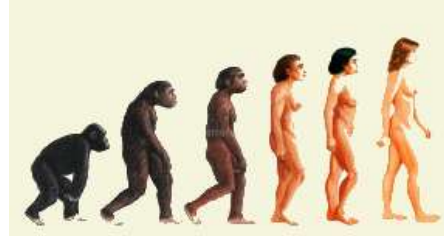
自衛のための戦争なら今の憲法も否定はしていない。しかし、それでは足りない。自衛を超えた戦争ができる国に作り上げたい、というのであろう。

憲法「改正」論議がいよいよ本格的に始まろうとする今、護憲勢力の中でも、さまざまに議論し、認識を深め、闘いの準備を進めなければいけない。

人類の進歩と後退

伊東武是 (美賀多台)

(2017.1)



浜矩子さんが、先日ラジオで、イギリスのEU離脱、フランス右翼の台頭、頼れるドイツ、いやヨーロッパの指導者メルケルの足元に忍び寄る暗い影、それにトランプ当選の衝撃、これらの一連の動きに深い憂慮を表明していた。そんなことは起こりえないという楽観的見方は、もはや言っておれない世界の危機だと。いつもの自信に満ちた口調に愁いを込めて話していた。

浜ファンであり、かつ楽観主義者の私も、いささか不安になった。シリア人民の果てしない苦難が重奏音となって響いてくる。

人類は進歩するという考え方が、ここ数年、私を支えてくれている。もちろん、少しばかり後退もあろう、そして混乱もあろうけど、基本的に良き方向に向かっている、そう信じてきた。

何といても、人間には理性が備わっているのだ。どんな大きな政治的経済的不安が世界を襲うとも、人間はふんばることができる。きっと立ち直るはずだ。若い時から親しんできた史的唯物論や逃げ込みたい宗教的心情と格闘し、進化心理学をかじりながら、自分にそう言い聞かせてきた。

ただ、座して待つのはいけない。その理性を信じて、暗い影に対して闘うことが必要であり、人間には誰もその闘いを起動させる本性が備わっていると信じてきた。

テリトリー内で生活不安が増せば、他地域の者たちの侵入に神経をとがらしはじめるのも無理はない。場合によっては排外的行動に出ることも、人類のなお持つ動物的本能からみて、そう不思議なことでもない。

しかし、その排外主義、そこから生まれる暴力、これらをどう抑制するか、人類は長い時間をかけて学んできた。…はずだ。

理性をとおして人間や社会を深く知り、歴史特に戦争の悲惨な経験から、「他者の視点」(相手の身になって考えること)、「共感」すること、「公正」であることなどの大切さを学ぶに至った人類。私たちは破局を迎える前にこれを回避する知恵を手に入れた。…はずだ。ただ、まだ「分かち合う」精神までは身につけていない。

突きつめれば、結局、諸国民を信頼し、武力に頼らず、ひたすら協調することを高く掲げた憲法9条の精神、これに依拠する他に解決の道は見いだせない、といつも思うのである。

加憲論とアルコール中毒

(2017.7)

伊東武是 (美賀多台)

安倍首相は、今年5月3日に自衛隊を明文上合憲化する改憲論を打ち上げた。

私たちが愛してやまない憲法9条の1項と2項をそのままにして、新たに3項で自衛隊を明記しようというものである。これまでのような「国防軍」を前面に押し出す抜本的な9条改憲論が国民の反対で通りそうもないことを見て、国民の「反対にくい」形での改憲を狙ったものであろう。



ただ、森友問題、加計問題で安倍内閣に対して不信感を強めた国民世論がこの改憲論をそう易々と認めるとは思えない。

とはいうものの、ことは重大であり、憲法9条を何よりも大切にする私たちは、決して安閑としてはおれない。この「3項加憲論」に対してどう考え、周りの人々にどう訴えればいいのか。

9条の1、2項を動かさないままでも、3項に「自衛隊は持ち得る」との趣旨が入れば、これまで必要最小限度の「専守防衛」にとどまらざるを得なかった制約の「たが」がはずれ、自衛隊は大手を振って活動することになる。そうなっては、「専守防衛」の枠を超えて自衛隊の海外出動などが活発化することは必至ではないだろうか。平和憲法は骨抜きとなる。

憲法は、本来、国の基本政策をしるもの(立憲主義)であるが、9条に関しては、制定後から拡大解釈を続け、「しぼり」の役割を弱めて、ついに一昨年の新安保法では「集団的自衛権」までを容認し、自衛隊が海外の紛争に出動することを「よし」とするまでに憲法解釈を拡大した。そのような政権による加憲論である。

長年の治療の末、禁酒に成功し、ようやく社会復帰できたアルコール中毒患者がいたとする。その彼は、年月の経過とともに、またぞろ隠れてアルコールを少しづつたしなみ始めた。奥さんや医者も、少量ならまあ仕方がないかと黙認してところ、この度彼は、夕飯時に晩酌を許してくれと言い出した。医者や奥さんがこれを公然と許したら、彼のアルコール依存はもとの木阿弥にならないだろうか。3項加憲論はこれと似た問題である。

憲法第9条

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇

又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

おだやかに語りあおう

(2017.11)

伊東武是 (美賀多台)

さあ、これからが正念場だ。選挙の結果を受け、来年の秋にも憲法改正の国民投票が実施されるかもしれない。憲法9条が最大の眼目となる。

9条を守り平和のうちに暮らしたい私たちは、国民の半数以上の人々と気持ちを一つにしなければならない。「革新」だけでは4分の1にしかない。無関心・中間層はもちろん「保守」のかなりの層にまで護憲の訴えを届けなければならない。



私は思う。私たちの運動のスタイルを全般的に見直さなければ、とうてい彼らと共に歩むことはできない。これまでのように、「革新の人」「世の中に強い不満を持つ人」にだけ響く訴えをしていたのでは、あいかわらず4分の1プラス α にしかない。

たとえば、「暴走する安倍内閣と対決しよう」「アベ政治打倒」、こんなスローガンは、安倍首相嫌いの革新側だけにしか歓迎されない。国民の半数以上を占める「安倍さんはまあよくやっているんじゃないの」という人々からは、「またいつもの人たちが騒いでいる」としか受け取られない。反発を買うだけである。

「特定秘密保護法、共謀罪により戦前のように国民の人権が抑圧されようとしている」という訴えは、国家というものは常に国民の人権を制約し抑圧しようとするものだという国家観を持つ人々の認識である。国家の良き側面に信頼を置く多くの保守・中間層は「極論ばかりを言う人たち」とみて耳を傾けようとはしないだろう。

権力者を悪罵し、自分たちをもっぱら被害者側に立たせ(実際そうであるにしても)、革新のほかに正義はないという断定的論調は、保守層には傲慢であり、偏りがあり、自己中心的見方と映るに違いない。

考え方の違う人に何かを訴えたいとき、私たちはまず相手のその考え方を尊重する気持ちをもたねばならない。それを相手にわかってもらったとき、そこに共通の土俵が生じ、話しのきっかけができるのである。そういえば、野党共闘が言われた時、「レスペクト」が流行った。結局は同じことではないだろうか。

私たちが訴えたい保守・中間層の人々も(一部の邪悪な人たちを除いて)、私たちと同様、自分の暮らしを愛し平和なうちに暮らしたいと願っているのである。平和は「革新」が独り占めするものではない。そして大事なのは、その保守・中間の人たちにも「9条改正」については迷いがある点である。なぜなら、戦後70数年、自分たちが平和なうちに暮らせたのは憲法9条があったからと感じているからである。その迷いに私たちの訴えが届かないはずはないのだ。この点に自信をもとう。

えらそうにいう私も、こういう語りかけは苦手なのである。がんばりたいと思う。

自衛隊3項明記論のごまかし — 立法技術の観点から — (2017.12)

伊東武是 (美賀多台)

憲法9条に3項を加え、ここに自衛隊を明記する改憲案が政権側から検討されている。これに対しては「戦力不保持を定めた9条2項は空文化し、自衛隊がやがてなし崩し的に「普通の軍隊」のように活動範囲を広げることになる可能性をはらむ」と批判されている(11月20日朝日新聞・編集委員 国分高史)。



そのとおりだと思う。「活動範囲」を広げるというのは、自衛隊の海外派兵が質的に増大するという意味だろう。戦争への危険は一層強まる。

この自衛隊3項明記論の危険性は、立法技術的観点からも以下のように説明できそうである。

9条は、1項に「武力の不行使」と「戦争放棄」を、2項で「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とある。実は、自衛隊を明記する方法として、①2項の末尾に但書を設け、「ただし、自衛のための軍備については、これを保持することができる」とすることも考えられる。

しかし、この但書方式ではなく、②新たに3項を起こして「自衛のための軍備については、これを保持することができる」と明記することは、立法技術から見てどういう意味をもつのか。

2項に但書をした場合には、本文の「戦力は保持しない」が原則規定であり、但書の「保持することができる」は例外規定となる。

しかも、その原則規定は「前項の目的を達するため」として、「武力不行使」を再確認しているのである。但書がその例外であるとすれば、「武力不行使」という原則があってその例外としての「武力行使」であることが条文の体裁上明白となる。例外は大きな顔ができない。自衛隊は、武力不行使という原則を気にしながら「自衛」の範囲を制限的に解しつつ、控え目に行動せざるをえない。

他方、3項に「自衛の軍備保持可能」が明記されれば、この3項は1、2項と対等で(1、2項より劣るものではなく)原則例外の関係にないのである。1項の「武力行使しない」と3項が予定する「自衛

のための武力行使」は、次元が違ってフィフティフィティとなる。自衛のためと名目をつければ、1, 2項を気にせず、自衛隊法を改正して、いくらでも武力行使ができるようになる（注）。

3項明記論は、現在ある自衛隊を認めるだけではない。自衛隊の現在の枠組みを超えることが可能となり、9条の2項だけでなく1項も「空文化」されるのである。

（注）この点をもう少しいうと、1, 2項は侵略戦争の放棄とそのため戦力不保持、3項は自衛戦争の肯定とそのため戦力保持の規定というのが整合性のある解釈になるのではないだろうか。憲法第9条

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「専守防衛」は9条改憲をめぐる攻防の要 その1 (2018. 1)

伊東武是 (美賀多台)

先日の新聞に、防衛省は北朝鮮まで届く長距離ミサイルの導入を検討していることが報道された。防衛省は「あくまで本土防衛のための軍備であり、専守防衛の方針を維持する」旨述べているそうです。

専守防衛は「自衛隊は憲法9条に違反するのではないか」との批判に応えるものです。自衛隊創設時から「あくまで本土の防衛のためであって他国を攻撃するためのものではない」との説明に用いられてきた。今日まで政府の方針として維持されている。



たとえば、安倍首相は「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限度にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであります」と述べている（'15.7.20 国会答弁、赤字は筆者）。

この政策により「したがいまして、政府として、従来から、性能上専ら相手国の国土の破滅的な破壊のために用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるために、例えばICBM, 長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有はいかなる場合にも許されないと考えてきておりまして、このような考え方に一切変更はございません」と述べていた（'15.6.26 中谷防衛大臣の国会答弁）。

ともあれ、この「専守防衛」は、従来は、自衛隊の憲法9条違反の批判をかわすための政府側の説明であった。9条を厳格に解して自衛隊の合憲性に疑義を呈する側からは、あまり歓迎される議論ではなかった。

ところが、自衛隊を憲法9条3項に明記するとの案が出て、にわかはこの「専守防衛」の意味合いが攻守入れ替わる感になってきた。(その2につづく)

「専守防衛」は9条改憲をめぐる攻防の要 その2 (2018.1)

伊東武是 (美賀多台)

「専守防衛」の要点は、いうまでもなく、赤字で書いた部分(必要最小限度、受動的など)にある。なぜそうなのか。

憲法9条にもかかわらず自衛隊を認めさせるには、「受動的ですよ!」「必要最小限度ですから!」と言わざるをえなかったのだ。

(伴侶からたばこを禁じられた亭主が外で喫煙しそれが伴侶にばれたとき、「たった1本だけだよ!」と弁解するのにどこか似てないかなあ?)



その憲法9条を改正し3項に自衛隊を明記しようとする動きがでてきた。自衛のためなら戦力保持も武力行使も可能になり、その歯止めとなる原則はなくなるのである。(そのことは、前号「自衛隊9条3項明記論のごまかし」で書いた。)

そうなのは、従前政府が説明してきた「必要最小限度」はもとより「受動的姿勢」さえも、もはや言う必要がなくなりはいないか。すなわち、「専守防衛」である必要はなくなるのである。

なにせ「わが国を守る(自衛)ため」なら、いかなる軍備も武力行使も憲法上お墨付きがえられるのである。中国の奥深くまで戦略的爆撃機を飛ばしてその基地を攻撃することも、中東の「敵国」に長距離ミサイルを撃ち込むことも、潜水艦に敵領土を破壊する攻撃型ミサイルを搭載することもできるのである。真珠湾攻撃のような先制攻撃も「自衛」のためならできるだろう。

(禁煙亭主の例で言えば、奥方からベランダでの喫煙を許してもらった場合に似ていないかな? もはや「1本だけだよ!」と弁解しなくてよくなる。)

わが政府は、今すぐとは言わないけれど、将来に備えて、あるいは米軍の要請に応じて、こうしたことができるようにするために、憲法9条に3項を明記したいのである。政治生命をかけた首相の熱意はそう考えるよりほかはない。

そうだとすれば、「必要最小限度」「受動的」な制約を持つ「専守防衛」は、好守入れ替わって、憲法9条を大切にす私たちにとって重要な護憲論拠(唯一とは言わないけど)になりはしないだろうか。

「自衛隊は専守防衛であれ！ 9条改正はいらない！

参考文献 松竹伸幸著「改憲的護憲論」(集英社新書)

阪田雅裕「憲法九条改正の論点」(世界・2018年1月号72p)

(阪田論稿では自衛隊3項明記案について精緻な法的検討がなされている。)

首相の自衛隊明記論はあまりに卑怯！

(2018.7)

伊東武是 (美賀多台)

自衛隊の具体的な任務を曖昧にしたままの9条改憲作戦は「あまりに卑怯」と木村草太教授(首都大学東京)は自民党の改憲案を非難する(木村草太「自衛隊と憲法」)。そのとおりだと思う。



自衛隊を憲法に書き込む以上、自衛隊が何をすると
ころかその任務も憲法上明記する必要がある。考えられる任務としては、①案として「日本が外国から武力行使を受けた場合に必要最小限度の武力行使」(現自衛隊の専守防衛方針)に限る、②案として「2015年の安保法制で規定された集団的自衛権の行使」まで、③案として「国際法上許される武力行使はすべて」できる、以上3案が考えられる、と教授はいう。

自民党改憲案は、任務を明記せず、あるいはあいまいにしたまま自衛隊を憲法に書き込もうとしている。このような憲法では、将来、自衛隊は集団的自衛権など海外での武力行使(海外進出)も許される(③の任務までも)と解釈する道を開くことになる。これこそ戦争への準備であり、戦争を導く憲法解釈である。木村教授の指摘はここにつながる。

安倍首相らは、自衛隊明記論は現在の自衛隊の専守防衛路線を動かすものではないと、その任務を上記の①であるかのごとく甘言を用いている。

しかしながら、戦後、保守政権は、非武装から武装へ、専守防衛から限定的集団的自衛権へと9条解釈を大きく変遷させてきた。法治国日本の恥部であり、「あいまいなる日本」の象徴である。

今春、自民党は9条改憲案を取りまとめた際、素案にあった「必要最小限度」という言葉を削除し「必要な自衛の措置をとる」に代えた。この変更の意味するところは明らかであろう。さらに、自民党は、海外での戦闘行為を容易にする空母建造、北朝鮮に打ち込むイージスアショアなど専守防衛の枠を超えた軍備も装備しようとしている。

「ころもの袖からよろいが見える」とは自民党の9条改憲案のことだ。

A君へ

お手紙ありがとう。

定年後を郷里でゆったりとすごす君は、しあわせ者だ。都会なれした奥様にはしばらく不満だろうけど、きっと田舎のよさが分かってくれるはずだ。同級生たちはみんな元気だろうか。仲間の一人だったマドンナBさんはご主人を亡くされて悲しまれているとの風のうわさ、どうか励ましてあげてくれ！



さて、手紙には憲法改正、特に9条改正に賛成する君の感想が書かれてあったね。中国や北朝鮮の脅威、テロリズムの世界的台頭に、わが国が自衛力を強化するのは当然ではないか、自衛隊を明記して彼らを励ますことがどうして悪いのかわからないと書いてあった。

昔から革新嫌いの君らしい意見だ。僕は、仕事を愛し、家族を大切に、郷里が大好きで、何より友人に親切であった君を終生の友だと思ってきた。君も似たところのある僕を大事にしてくれた。学生時代からリベラル好きの僕とは時々議論をしたけど、決して友情に傷つくことはなかったね。そのことを僕は二人の人生にとって素晴らしいことだったと思っている。

うーん、どこからは話そうか？ 中国や北朝鮮はよその国に攻め入ることなど考えていないよ、中東でのテロリズムは日本では考えられない、と言っても、君の考えが改まるとは思えない。政府やマスコミがそうした懸念を宣伝しつつづけているものね。

ただ、どうだろう。ここ半年の米朝首脳会談をどう考える？

多くの日本人は、政府マスコミ含めて、これを歓迎したよね。もちろん、はたして順調に非核化ができるだろうか、との疑問視する声もあり、現にその後の推移をみても、交渉はそう簡単ではなく、失敗さえあり得る。僕だってそう楽観しているわけではない。

そうであるにしても、この会談前の何やらキナ臭い、ひょっとしたら核戦争さえ心配していた暗い空気と比べて、どんなに明るく心の落ち着くことか。

戦争は絶対に避けなければならない、そして、そのためには「話し合い」が必要なのだ。また、どんな陰悪な関係であろうと話し合いは可能なのだ。そのことを今回の会談は示してくれたのではないか。

僕は、自衛隊明記論は自衛隊の行動を強化し、行動の範囲を広げようとするものであり、今回のような、戦争を避けるための交渉という環境作りに逆行し、平和を決定的に後退させてしまうと考えている。

このことは、また次の機会に詳しく書かせてくれ(折しも、日中首脳会談はいい感じだね)。

ホモ・サピエンス(上) A君への手紙(2) (2018.12)
伊東武是 (美賀多台)

A君へ

前便に続いて、僕の考えを読んでほしい。いささか「もの知り顔」で「教えたがり風」は、昔からの僕の悪いクセ、いつもの伊東だと思って笑いながら読んでくれ。



遠い遠い昔、北京原人とかジャワ原人がいた、そしてヨーロッパにはクロマニヨン人がいた、と僕らは高校で習った。たしか、日本人は北京原人系の子孫であるかのように教えられたよね。僕は、洞窟に見事な絵を描いたクロマニヨン人をすごいと思うと同時に、アジアの祖先にはそうした才能がなかったのか、といささかコンプレックスを抱いた覚えもある。

ところが、現代の人類進化の科学は、考古学研究やDNA解析が進んだ結果、北京原人やジャワ原人は数十万年前に滅んだ「ホモ・エレクトス」という人種であり、現在世界に広がっている人類は「ホモ・サピエンス」という別の人種で、7万年ほど前から、揺籃の地アフリカを出て、アジア、オセアニア、ヨーロッパ、南北アメリカの全世界に拡散していった種であることを明らかにした。ここ2、30年の研究の成果なのだ。

クロマニヨン人は私たちアジア人にとっても「遠い親戚のおじさん」であり、オーストラリアのアボリジニも、南アメリカのインディオも、北極のエスキモーも、みんなホモ・サピエンスという名前の「兄弟」であることが明らかになったのだ(注)。世界中の女性のミトコンドリアDNAを調査した結果、どの大陸の人々も皆、約14万年前の一人のアフリカ人女性を先祖にしているという「ミトコンドリア・イブ」の考え方が話題になったのも21世紀が始まる前後だった(一人の女性に行きつくというのは必ずしも正確なものではなく象徴的な意味合いのようだけど)。

僕らの若い時代は、民族差別の意識はまだ強かったよね。アジアの人々を「チャンコロ」とか「鮮人」とか「色は黒いが♪南洋じゃ美人♪」と呼んだりからかったりしていたのは親父までの世代だけど、僕らもそれほどケシカランとは思わなかった。子どものころ「ターザン」映画では悪者の黒人原住民を白人のターザンが退治する場面も胸をわくわくして見たよね。西部劇ではインディアンは凶悪な殺し屋で、白人がこれを殲滅するのを拍手喝采して見ていたような気がしないか。(下にづく)

(注)ホモ・サピエンスの日本への渡来について、ここ

ホモ・サピエンス(下) A君への手紙(2) (2018.12)
伊東武是 (美賀多台)

第二次大戦までは、民族間に優劣にあるという考えは、決して俗説ではなく、学問世界でも大手を振っていた。イギリスの社会学者H・スペンサーや人類学者F・ゴルトンらの学説は、19世紀後半から20世紀前半にかけて、民族間の適者生存、弱肉強食の世界観、さらには人種差別・障害者差別に根拠を与える優生学の理論的基礎となった。ヒトラーの「アーリア人種の優秀さ」と「ユダヤ人の劣悪」思想の拠り所となったのだ。



「ジャップ」との言葉に象徴されるアメリカ人の日本人に対する民族的蔑視は、太平洋戦争中に日系米人を収容所に閉じ込め、最後は数十万人の市民を殺戮した広島、長崎への原爆投下によって、極まるものとなった。

例を挙げればきりが無い。世界史は民族差別の歴史というべきか。

しかしながら、私たちがみんな同じ「ホモ・サピエンス」であり、DNAという身体と精神の仕組みを作る基本部分が共通しているのだ。この生物学上の発見によって、民族間の優劣はこれを肯定する根拠を失った。そして新たな人間観が生まれたのだ。

A君、考えてみてくれ。DNAの基本構造が共通であって、民族間に身体の作りや、脳組織から生まれる「感じたり」「考えたり」することに優劣を生じさせるような差がない、民族差別は科学上の間違いをベースにしていた、ということの意味は、実は、ものすごいことなのではないかなあ。

戦争は、少なくとも近代のそれは、民族間の対立として行われてきた。その民族間に優劣の差がないということは、他民族を支配するということ(かつての植民地支配など)にはそもそも正当性がなかったことになる。

どの民族にも、ものごとを「認識し」「考える」脳の配線が共通であるということは、紛争を話し合いで解決することができることを示していないか。

文化の違いはあっても、「人を殺してはいけない」「仲良くするのが一番」といった考えをもとに紛争を解決する能力は、賢明なるホモ・サピエンスのDNAに共通して深く刻み込まれているのだから(トランプと金正恩が話し合えるのはこの共通性があるからだ)。

憲法の前文中には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とある。憲法9条を支えるこの一節は、現代の生物科学の「人間解明」によって、改めて説得力を増してきたといえないだろうか。

やさしさは感染症 A君への手紙(3) (2019.1)
伊東武是 (美賀多台)

A君へ

変わらないですか。郷里の「鬼ヶ城」山に初雪はもう降ったかな？ 子どもの頃の冬といえば、あの頂きの雪化粧を思い出す。あの頃は四国も今よりずっと寒かったような気がしないか。お互い貧しい生活の中、鼻水をたらしながら、それでもいつも希望を抱いて過ごしていたよね。



先日朝のNHKニュースを見ていたら、今をときめくアメリカのスター歌手レディ・ガガさんがインタビューに答えて、「やさしさは感染症です」と言っていた。ひとりが周りの人に小さな「やさしさ」を示したら、これを受けた人は幸せな気分になってそばの人にやさしく接したくなる、そうして、やさしさ・親切が伝染していく、そんな話だった。

憲法9条のことが頭から離れない僕は「そう、そう、これだ！」と思ったね。9条の精神をみごとに言い表しているような気がしたんだ。

ある国が軍備を増強すれば、警戒するまわりの国もこれに負けまいと軍備増強にはしる。「軍拡」には「軍拡」、これは悪い感染症だ。ヨーロッパを中心とした世界の歴史はこのように動いて戦争をくり返してきたのではないだろうか。

わが政府は「世界の情勢が変わった」と言いながら、周辺国の軍事的拡張を強調してわが国の軍備増強に懸命となっている。遠くの外国にまで自衛隊を送ることを可能にした新安保法制、莫大な予算を投入してのイージスアショアの建造、最近では護衛艦を「空母化」して攻撃能力を質的に高めようとする動き、一連のこうした政策こそ、わが国が悪い伝染病にかかっている証左だと、僕は思っている。

そもそも、こうした「軍拡には軍拡」思想の基礎となっている「抑止論」(こちらが軍備をしっかりとこそ相手の攻撃を抑止できる)は、地続きで戦争の絶えなかったヨーロッパで生まれた軍事理論であろう。そこには歴史に裏付けられたそれなりの「正しさ」があるかもしれない。

しかしながら、よその国と海を隔てている日本は、古代以来、他国を攻めることはあっても、他国から攻められた経験が乏しい(鎌倉時代の元寇、近代の太平洋戦争くらいかな)。その日本にはたしてこの抑止理論は必要なのであろうか。平和への最適な道なのであろうか。

この抑止理論について君と意見を交換したかったが、幸い国会での憲法9条論議もひと呼吸おきそうな雰囲気。この機会に僕も、自分の考えをもう少し深めたいと思う。また手紙するよ。

よい年を迎えてくれ。友だちによろしく。

(読んだ見た聞いた)

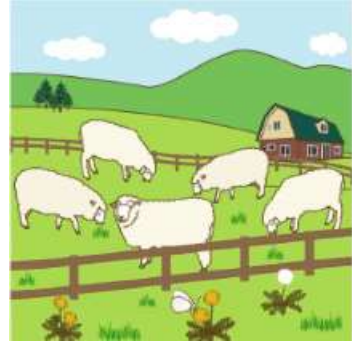
赤毛のアン

(2014 . 9)

伊東武是 (美賀多台)

「赤毛のアン」を聴きました。「読みました」ではありません。ラジオで聴いたのです。

NHKラジオの朗読特集で今年の1月から3月まで60回にわたる「青春編」。出演は市原悦子のみ、毎回15分の番組でした。幼いアンはもちろん、育てのおばさんのマリラ、おじさんのマシュー、親友のダイアナ、けんか友達のギルバート等々、個性溢れる多数の登場人物を市原悦子1人が演じ分けるのです。昔ラジオが盛んだった頃「七色の声」と言われた声優がいました(誰だったかな?)。村岡花子の気品の溢れる名訳を、一人ひとりの登場人物になりきって、市原悦子が見事な「七色の声」で聴かせてくれたのです。



この歳になって(実は今年古稀)「赤毛のアンに感動しました」というのも恥ずかしい限りですが、感動したのですから仕方ありません。もちろん、明るくそれでいて心に沁みる会話が織りなす翻訳の名人芸、その会話の流れを躍動感込め時に哀調帯びて朗読する市原悦子の名調子、それらがあってこそ、私の心は熱くなったのでしょうか、その根本にあるものは、何と言っても、モンゴメリーの原作自体、というよりモンゴメリー自身のもつヒューマニズムでありましょう。原作おそるべし、他愛ない子ども本ではないのです。キリスト教の隣人愛の精神を、20世紀初頭のカナダ東部・プリンスエドワード島はアヴォンリーの里、グリーンゲールズの家を舞台に描き切っています。理想化しているかもしれないけれども、その人々の心根が私どもに感動を、私には勇気をも与えてくれたのです。

NHKの経営にはいろいろ問題がありそうですが、ラジオの教養番組には、スタッフの良質さを感じさせる番組が一杯あります(宣伝料をもらっているわけではありませんが)。スタッフがんばれ!!

暴力の人類史

(2015 . 7)

伊東武是 (美賀多台)

四国の山奥で育った私の母が小さいころ、大正の前半頃であろうか、鹿児島島の桜島が大爆発をし、その灰が黒い雲となって愛媛の山中にまで飛来した。母の記憶では地鳴りのようなものも聞いたという。すると、村の男たちが、手に手に竹やりをもち、「朝鮮人が攻めてくるぞ！」と叫びながら、村境に集まってきたという。



ヘイトスピーチは今もあるが、普通の人は決して加わらない。特に若い人たちの間で差別意識はほぼ克服されているのではなかろうか。差別と言えば、身体障害者に対する態度、同性愛者に対する見方、男女間の意識、さらには、被差別部落への認識、どれをとっても、昔とは違っている。全くなかったとは言わない。が、質量とも小さくなっていることは確かであろう。

アメリカの黒人差別にしたって、南北戦争を経て、さらに60年代の公民権運動を境に、歴史的転換を遂げてきた。S. ピンカー著「暴力の人類史(上)(下)」(青土社)によれば、アメリカ共和党の「ティーパーティー」草の根運動に参加する保守層でも、ニクソン時代の憎しみさえ秘めていた黒人に対する意識とは全体として質的な違いがあるという(例外的狂信者はいつの時代にもいるが)。

同書は、弓矢と石斧を持って獣を追っていた石器時代の暴力(食料奪い合いのために殺人を伴う暴力は普通であったろう)から、農耕社会へ移ることで協同の意識が強まり、共感、思いやりといった意識を発展(進化)させた、だが、まだまだローマ時代はコロシウムで奴隷と猛獣との殺し合い、さらに後にも中世では魔女の火あぶり、歓喜のうちに楽しんできた人類、そうした中で、18世紀の啓蒙時代から現代にかけて、この「共感と思いやり」をいかに広げてきたか、人間心理の「進化」を分析している。目からうろこの本である。暴力の歴史には、当然戦争が含まれる。長い歴史のスパンでは、戦争もやはり圧倒的に減ってきているという。

こうした人類「進化」があるとすれば、その到達点の一つが我が平和憲法9条ではないのか。きな臭い匂いのする現代日本は「時代錯誤」かと考え込まれる。

心の輪

(2015.9)

伊東武是 (美賀多台)

「進化」とか「人類」といった分野の、一般向け書物がやたらと好きです。

R. ドーキンスの「利己的な遺伝子」をよんだ時の衝撃は忘れられない。なんと自分の知らない世界の奥ふかいことよ。J. ダイヤモンドの「銃・病原菌・鉄」は人種間に知的能力の差のないことを腹の底から納得させてくれた。S. ペーポの「ネアンデルタール人は私たちと交配した」、わくわくする話ではないか。



最近、S. ピンカーに惹かれ、「人間の本性を考える(上)(中)(下)」(NHKブックス) を読みなおしている。

ハーバード大学教授のかれは世界最高の心理学者の一人であろう。その文章は分かりやすく、まことに説得的である。ただひとつ、毛沢東とスターリンをきらうあまりマルクス主義に対する批判はやや感情的なうらみがある。左派系学者に「いじめられてきた」トラウマの表れか。ごあいきょうとみればいい。そうであっても、かれは基本的にリベラルであり、人類・世界の改革進歩を希求する立場にゆるぎはない。

ピンカーは、人間にもって生まれた本性あり、と進化心理学から論証する。人は生まれたとき「空白の石版」であり、生育環境がその石板に書き込みをし、その人の性格性向をきめていく、そのような「古い」人間観と対決する。

人の暴力行為も、そうした本性(利己的遺伝子)の表れという面をみななければならない。戦争はその延長である。

しかし、他方で、人間には、競争・暴力を抑止し、人と協調し、自己犠牲をもいとわぬ利他的な遺伝子もある。

石器時代には、自分の狭い家族一族(群れ)のあいだでだけ、共感や思いやりが働いた。他の人間は、その辺の石ころや雑草とおなじで、殺し合いのみならず人食いも珍しくなかった(野生チンパンジーと同じ)。人類の歴史の中で、利他的遺伝子が活発化する心の輪が、家族から氏族へ、村や町の共同体へ、そして民族全体へ、国家へと広がってきた。そして、現代は、心の輪が民族・宗教・国家をこえてひろがり、共感、思いやりを普遍化させること、それが戦争を防止する人類の課題になっているのだ。

「やさしさは感染症」に学問的裏付けあり！

(2019. 9)

伊東武是 (美賀多台)

「やさしさは感染症」とガガさんは言った(ここ)。いい言葉だ。トゲトゲしさが蔓延し、東アジアの緊張が高まり、わが国の軍備増強も懸念される世の中、人々の切なる願いが込められている。

うれしいことに、この巧みな比喩は単なる願望ではなく、どうやら科学的というか生物学的というか、学問の上からも根拠をもつらしい。



進化心理学の泰斗、S.ピンカーの「暴力の人類史」(原書2011年刊)では、人類の誕生以来絶え間なく続いてきた暴力(戦争)が、狩猟採集社会(旧石器時代)、農耕革命、古代、中世、近代、現代と歴史が進むにしたがって減少していることを統計的手法で明らかにした。

私は、ローマ時代のコロッセウムで奴隷が同じ奴隷あるいは猛獣を相手に殺し合い、それを観衆が喝采のうちに楽しんだ世界(映画「バラバ」後半のシーン!)、近世でも魔女裁判にかけられた女性たちが火あぶり処刑されるのを人々が歓喜をもって眺めていた、そんな時代と現代を比べて、人間の良き心(やさしさもその一つ)の成長変化を実感する。

しかし、同書からは、暴力を減少させてきた「やさしさ」が歴史の上でなぜに優勢となってきたのか、その原因は何なのか、その疑問に明確な答えを見つけることができなかった。

同じハーバード大学の教授で、ピンカーの後輩になるジョゼフ・ヘンリックの「文化がヒトを進化させた」(原書2016年刊)が注目されている(注)。

ヘンリックは、道具、道徳、宗教、規範、教育、知識など、あらゆる社会にそれぞれに存在する文化(構成員が共有している知識の総体)を重視し、それを集団脳と名づける。人々はいつの時代もその集団脳から生きる上で必要な文化要素をダウンロードして(学習し、真似をして)自分の生活、人生に活用する。

ヒトの脳はそうのように働くように進化してきたのだ、という。

そして、集団脳は時代とともに膨大となり賢くなってきた(累積的な文化進化)。人々は、数えきれない年月をかけて次第に豊かになり、清潔になり、品がよくなり、相手を思いやり同情する心、相手の痛みをも敏感に感じる心を育んできたのだ。やさしさを含む道徳・規範は、人々の生活の積み重ねの中で空間的地域的に広がるとともに、時間的歴史的にも少しずつ発展成長してきたのである。

ただ、いつの世にも病気や薬物などで心を病んでいる少数の人はいる。未だに相手の痛みを理解できない人もいる。道具・武器が発達しているだけに、そうした人の攻撃による被害は甚大なものとなる。真の平和はまだまだ先。私たちが子どもたちのためになすべき課題は多い。

(注)8月24日朝日新聞(朝刊)が読書欄でトップに取り上げ、その書評で長谷川真理子氏は「ヒトの行動や心理の説明としては、長らく、遺伝か環境かという不毛の議論が続いていた。本書は、私たちが今、この論争に最終的な決着をつけることができる可能性を示している」と書いている。

中国の「基体」を尋ねる(上)

(2021.6)

伊東武是 (美賀多台)

最近、憑かれたように熱を入れて読んだ本がある。

中国人の学者・孫歌が著した「思想史の中の日本と中国、第一部・歴史の「基体」を尋ねて」(鈴木将久訳、東京大学出版会2020年11月刊行)である。

彼女(1955年生)は、大学教授、中国社会科学院文学研究所研究員であり、日本思想研究・中国文学の中国における第一人者である。日本の大学とも交流をもち、たびたび講演(丸山眞男論など)(注1)もしている。その筆致からはマルクス主義者というより近代政治学者との印象を受ける。

その本は、日本の学者・溝口雄三(写真)の一連の著作、特に明・清代の思想史研究を取り上げ、啓発される形でこれを紹介する。中国の近代から現代に至る社会思想の源流とその流れをとらえ、そうすることによって、西洋流の民主主義、個人主義的近代とはタイプを異にする独自の近代が中国にはあるとする。そして、溝口に導かれてそこに至る中国歴史の根底にある「基体」を浮き上がらせようと試みている。



溝口雄三(1932~2010、写真)は、東京大学その他で教鞭をとった中国文学・思想史研究者であり、多数の著作がある(注2)。それらは中国で高い評価を受け、多く翻訳されて書店に並んでいるそうである(注3)。私は、中国思想、特に儒学思想などほとんど勉強したこともない身であり、したがって難儀はしたが、ひとえに中国を理解したいとの思いにかられて、主なものをひとつひとつ読んでみた。

ひと口で言えば、溝口の一連の著作は、現代に連なる中国近代思想の一本の流れ(彼が「基体」と名付けたもの)をとらえ、そこに中国理解の鍵があることを読者に伝えようとする熱い問題意識に貫かれている。辛亥革命、特に1949年の毛沢東革命は、中国の伝統思想である儒教等を断ち切り、西洋の近代思想の一つ(マルクス主義)で理論武装してこれを成功させ、その勢いで西洋近代型の新中国を建設しようとした、そのような従来の方の中国理解とは、だいぶ異なっている。西洋とは政治、文化ともにタイプの違う独自の「文明の歴史」が中国にはあるという。私にとっては大変興味深く、中国理解が一步も二歩も深まったような気がする。しかし、まだこれらを咀嚼して自分の言葉で紹介できるまでにはとうてい至っていない。

孫歌の上記本には、溝口の著作に現れた中国近代思想がまとめられている(76p以下)。溝淵本から受けた私の印象と変わらない。これに依拠して、素人の私の理解するかぎり、溝口と孫歌による中国近代思想の「基体」を(エッセイであることで大目にみていただいて)我流に要約してみた。(下につづく)

(注1) 東京女子大学で2008年に講演した「丸山眞男を中国で読む」はここ

(注2) 「中国前近代思想の屈折と展開」(東京大学出版会)、「方法としての中国」(同)、「中国の衝撃」(同)、「中国思想のエッセンス I、II」(岩波書店)

(注3) 子安宣邦「日本人は中国をどう語ってきたか」(青土社)114p

大阪大学名誉教授で日本思想史の大家である子安教授は同著でかなり厳しい溝口批判を展開しているが、2015年の自己のブログでは、大学時代から友人であり、ともに山村工作隊の生き残り！である溝口について「溝口はプラスにもマイナスにも終始私に(中国)の読み方を教え続けてきた。もし溝口がいなかったなら私の(中国思想)理解はなく、(日本思想)理解さえなかったのではないか。私は常に溝口の(中国)とその記述を向こうにおいて(日本)とその記述を考えてきたのだから、やはり溝口は二人とない私の大事な友人であった。」と書いている。 　ここ

中国の「基体」を尋ねる(下)

(2021.6)

伊東武是

(美賀多台)

(上)からつづく

① 南宋の時代に生まれた朱子学は、明代の中葉に王陽明に始まった陽明学派という学風が隆盛をみるに至る。そこでは、伝統的な儒教において「私」として邪悪なものとされていた人間の「欲」「所有欲」を、肯定的にみる考えが広まった。当時の支配層の一翼であった士大夫層(科挙と結びつく読書人たる地主・郷紳)の地位向上と農地所有意欲の高まりという社会経済上の背景がこれをあと押ししていた。



② ただ、こうした「欲」=所有権の肯定は、西洋近代のように「個人」という権利主体を確立する方向にはすすまなかった。明末から清初の時代をふうびした陽明学左派においても、「自然」とか「天理」など儒教の伝統思想の大枠はなお生きていて、「欲」は道德では下位に位置するものとされ、それがために高い価値を得て広く社会に浸透するには至らなかった。

③ 「自然」について説明すれば、中国の伝統社会において「自然」は、西洋や日本と異なり、人間の外にあるものではなく人間の道德世界を含んでいた。「欲」は「自然」の一部たる人間道德の世界で肯定的地位を占めるにいたったものの、「自然」には「天理」や「道」の哲理がからんで上下、高低の序列があったため、人間道德となった「欲」も自然秩序の影響をうけて低い地位に甘んじざるを得なかったのである。

④ 西洋世界が「所有権」などの「欲」を人間理性により「基本的人権」にまで高め、ついに契約や法が支配する社会を築いてきた歴史があるのに対し、中国社会では「自然」秩序の影響が根強く、人為による改変には限界があり、「欲」から生じる人権、契約が社会生活を覆いつくすことには

ならなかった。かえって中国社会においては、「欲」と「欲」との衝突を回避して平穩をもたらすものとして「自然＝調和＝平等」といった思惟、あるいは個人の欲の過重を制約する「公」や「仁」の伝統思考が新たな装いで理論化されて定着し、それらが「基体」となってその後の中国社会を貫流し、歴史を動かす動力となった。

⑤ 明末清初に肯定された「欲」(西洋流に言えば人権の卵)は、調和・平等を重んじる秩序を希求する流れにもまれ、清末にいたり大同思想を生み、辛亥革命の三民主義を支え(注4)、さらには現代の毛沢東の社会主義思想にもつながった。ここにいたるまで、個の「欲」は「公」「仁」「平等」「調和」といった総体秩序との整合が要請されるなか、西洋流の「個の権利」として生まれでる余地はなかった。中国の近代社会は、「欲」を源流としつつもその調和を身にまとう「基体」をエネルギーとして、西洋流の「個人」ではなく独自の「個」と「公」の関係を模索しつつ、今日に至っているのである。

言うまでもないことだが、溝口と孫歌氏が浮き上がらせた、「個人」を「公」と調和させた中国近代思想が、現代中国の「人権観」(個人の権利には公的制約がある)につながっているとしても、私は、そうした「人権観」のすべてに賛成するものでは決していない(おそらく溝口も孫歌教授も同じであろう)。

ただ、中国にそのような歴史があつて現在に至っているとすれば、それを誰が非難できるのだろうか、むしろその伝統をリスペクトして対応すべきではないのか、との重い疑問に、私はとらわれているのである。

こむつかしいエッセイとなったが、次回に一連の読書の感想をもう少し深めることを許していただきたい。(上にもどる)

(注4) 孫歌は、孫文の「中国には昔から、自由の名称こそなかったが、自由の実質はたしかにあり、それもごく十分に、これ以上求める必要がないほどあつたのであります。」との言葉を引き、「孫文は中国の民権は西洋式の個人の権利とは異なり、核心にあるのは平等であつて、自由ではないと考えた。どうしてそう言えるか。中国は古代の封建制度が破壊されたあと、専制による暴政が普通の庶民のレベルまで届かなかった。人民は政府や皇帝に対して、租税を納めさえすれば、それ以外は、人民が皇位を犯すようなことをしない限り、干渉されなかった。それゆえ、ヨーロッパで中世の専制体制から自由への渴望が生み出されたのとちがって、中国の民衆は自由の不足を感じる事がなく、むしろ貧困の苦痛を感じた。彼らが関心を寄せたのは自由ではなく、財産を築くことだつた。」と説明している。(孫歌・177～178p)

現代中国の大衆は、知識層、学者、経済人等を含めて、政府の内外の政策を基本的に支持しているように思われる。自分たちの日々の生活空間が不自由なものとは考えていない。政権を倒したり外国の敵対勢力と連携するような言論活動は厳しく制限されるが、それはやむをえないものと受け止めているのではないだろうか。前号で紹介した孫歌教授の本からそうした雰囲気を感じるし、コロナ禍以前に日本に大挙して押しかけてきた中国人観光客の明るく自信に満ちた振る舞いも、現代中国社会の一般的雰囲気を感じさせる。天安門事件後にも多くの若者たちが欧米に留学したが(注1)、彼らも今や国家社会の中堅を担っている。欧米生活で身につけた「自由」がほぼ保障されていると感じるからこそ、祖国のため仕事をしているのではないだろうか。もちろん少数の反体制派のいることも疑いないことであるが……



そうした中国民衆の大方の意識の背景には、個人の言動は「公」(政府)の方針政策との一定の「調和」のもとにあるべきで、「個」を100パーセント押し出してはいけない、その枠を踏み外さない限り自由である、とする溝口・孫歌が浮き彫りにした中国の歴史の「基体」があるのかもしれない。

「基体」論がはたして本当に中国の歴史を貫流し、現代の社会意識の基礎になっているかどうかについて、私はもっともっと厳密にさまざまな角度から勉強してみたい。

ただ、現代中国の基本的な人権の一部、特に「表現言論の自由」に大きな制約があり、これが西洋世界の人権感覚と齟齬をきたし、中国はその点で西洋世界から批判されている。その批判までも「基体」論でかわし切れるものかどうか、おそらく一刀両断にはいくまい(注2)。

人権一般に関しては、西洋と中国との違いを、「個」を絶対視するか「公」との調和に重きを置くか、というモデル化した社会意識の差に論拠をおいてみると分かりやすくはある。では、さて現実的にみたととき、どうであろうか。「両者の対比はそれほどはっきりとは行かない」(注3)、程度の差かもしれない。

日本を含め「西洋」においても、国家反逆、内乱、転覆などの人民の行為にはさすがに「権利」は与えられていない。当然に犯罪として制圧される。のみならず、流れに棹さず少数意見の持ち主は、社会生活上肩身の狭い思いをさせられているのはどこも同じだ。そして20世紀に入ってから、基本的人権に歯止めをかける「社会権」(公共の福祉を重視し、奔放な自由を制約する)の思想が広まり、「自由主義国家」というより「福祉国家」が人民の支持を得てきたのだ。

他方、中国では、改革開放の進展の中で、生活上のさまざまな制約が外され(「ひとりっ子政策」の廃止、営業、職業選択、学問、芸術創作、移住、渡航、インターネットによる行政批判など)自由の範囲が相当に広がってきている。

「西側」に住む私たち庶民の目から見て、中国を「自由を抑圧する国家」とみることは、自国と比較してみてもどこまで当たっているものであろうか。自由とは何か、人権尊重とはどういうことなのか、生活レベルで考えてみることも意味があるかもしれない。

(注1) 世界で530万人とされる留学生のうち中国人学生は最多の165万人いるそうである。
ここ

(注2) 人権政策として限定的に考えるのではなく、現代中国が置かれた国際環境(自由主義諸国から包囲され「敵視」されている)や防衛政策を併せ総合的な政治方針だとすれば、私たちはどう評価すべきなのであろうか。

(注3) 寺田浩明「満員電車のモデル」— 明清期の社会理解と秩序形成 — 有斐閣「変容するアジアの法と哲学」1999年所収145p 同論稿は溝口の「近500年来の互助共同の精神の発展史」を別の角度から検討し興味深い。

(エッセイさまざま)

名前の由来

(2015.3)

伊東武是 (美賀多台)

私の名前は、「武是」と書き、「たけよし」と読む。人はせいぜい「たけこれ」としか読んでくれない。

「是」は、よい悪いの「是非」(ぜひ)の是で、「よし」と読む。

小学生のころ、かわいがってくれた先生は「たけちゃんの名前は強くて正しいという意味。すてきね」と言ってくれた。

しかし、すこしばかり知恵がつき、ものごとを批判的に(ひにくれて?)見る目ができるようになり、歴史に興味を持ち、大学に入って「憲法」も学ぶようになったころから、私のひそかな「悩み」は始まった。

私の名前は、軍国主義の落とし子なのだ。

昭和19年、「武運長久」を願い、大東亜戦争の正しさ(是)を信じる声が巷にあふれ、あの戦争を賛美していた。「武」こそ「是」なのだ。

わが父は、平凡な勤め人であったが、子育てにも幾分飽きたころにできた5人目の子供に、時代の空気に流されるまま「武是」と名付けた。

当時、「武」(たけし)という名前も流行ったが、私の場合、「武」に加えて「是」までつけてしまった。軍事オンリーではない。正義の戦争であり、聖戦思想なのである。

私は、肩身の狭い思いを抱いて半生を生きてきた。(まさか)

私の竹馬の友「ただちゃん」の名前は、「忠昭」(ただあき)である。「昭和天皇の忠臣」の意味。後年、大学に入って全共闘の闘士となり、ヘルメットにゲバ棒で暴れまわっていた「ただちゃん」も、その名前に苦しんだ。二人は、運命の名前を呪い、手を取り合って泣いた。(ウツソー)



数年前、私の家に、どこかの会社から電話があって「資料を送りたい。お名前を教えてください」と言ってきた。カミさんが「イトウのトウは「東」、タケヨシは、武士の「ブ」に、是非の「ゼ」です」と丁寧に教えた。

数日後、資料の入った封筒が郵送されてきた。表書きには、なんと
「伊東武非 様」
と書いてあった。

こんな名前を付ける親がどこにいる！ 責任者出てこい！ ドンドン。

しかし、よくよく考えてみると、今の時代、「武」を否定することは大事なことです。

「武非」も悪くない名前だ。改名しようかな。

それにしても、何と読めばいいのだろうか。

きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話－その1 (2015.3)

伊東武是 (美賀多台)

(2015年2月22日、西神ニュータウン9条の会等が主催して「幸せのための経済学 アベノミクスのゆくえと9条」と題して浜矩子さんの講演会を開催しました。以下は、そのお話を筆者流にまとめたものです。力不足で十分な理解ができていない点は、お許し下さい。)



経済活動は人間のためのものでなければならない

経済活動は人間の営みである。動物界で経済活動を営むのは人間だけ。であるなら、その経済活動は人間のためのものでなければならない。そうでなければ経済活動とは呼ばない。経済活動が人間を幸せにしなければ筋が通らない。

アベノミクスがなぜアホノミクスなのか。この基本原理に反しているからである。彼らの経済政策が人間の幸せのためになっていないからである。

往々にして経済活動は人間をないがしろにしがちであるが・・・

経済活動は人間の幸せのためという、ちょっと違和感を持つ方もいるかもしれない。日常的な現実の中では、経済が前面に出ればできるほど、人間は後景に退くことを余儀なくされる。「経済効率」「経済的収益性」などがひたすら追求されればされるほど、その結果、人間は脇に追いやられる。そういう面が多々あることは間違いない。

でも、現実がそうであるからと言って、本来の人間と経済の関係がそういうものであるというふうに我々が思い込んでしまう、あれは経済だから人間のことなんかその中で配慮されないのは致し

方ない、そのように我々が思ってしまうえば、本当に経済活動は人間を痛めつけるものになってしまう。ここは我々が間違わないようにしなければならない。この点が今日のお話の出発点である。

ブラック

ブラック企業という言葉がある。

いい言葉だと思うが、そう思いつつも、「ブラック企業」と言ってしまうと、ブラックな行動、すなわち、人を人とも思わない従業員のこき使い方、下請けいじめ、お客に不正行動を行う、そうした集団・組織もまた「企業」だということになる。彼らもまた企業経営をやっているんだということを認知することになる。ここがまずい。

企業経営は、経済活動の中核的部分に位置づけられる営みである。経済活動が、人間による、人間を幸せにするための活動だとすれば、その中核部分に位置する企業が、人間をいじめるはずはない。ブラックなことをやっている人々を「企業」であると認知することは、経済的活動の本質的な在り方と矛盾する。ブラックな営みをするものは企業とは認めない。そういう知的気構えをもつべきである。単に「あいつらはブラックだ」というべきである。

アホノミクスの正体

多少なりとも、みじんなりとも、人間を不幸せにする、人権を踏みにじるような側面を持っているものを、我々は経済活動とは呼ばない、そのようには認知しない、そういう認識を我々が持っているということが、アホノミクスの正体を見極めていく、そして、その向こう側にあるものを見る重要な出発点になる。(つづく)

きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話—その2 (2015.4)

伊東武是 (美賀多台)

人間に目が向いていない経済政策

経済は人間のためにあるはず。なのに、安倍首相の所信表明等には「経済最優先」との言葉はあっても、そこに肝心の「人間」という語り口が全くない。人間に目が向いていない政策は経済政策に値しない。

わが国に溢れている非正規雇用、ワーキングプア、恒常失業者、貧困者、貧困所帯といわれる皆さんの窮状に目が向いていない。これこそアベノミクスがアホノミクスたる所以である。



なぜそうなるのか - 取り戻したがり病というやまい

「とり戻したがり病」という世界的に流行している「はやりやまい」にかかっているからだ。ロシアのプーチン氏はロシア帝国を、かの「イスラム国」も大いに取り戻したがっているものがある。

安倍首相は何を取り戻したがつているのか。大日本帝国をである。それが証拠に、2012年の選挙公約では「日本を取り戻す」と唱っていた。2014年の総理年頭所感では、さらに具体的に「強い日本を取り戻す」「強い経済を取り戻す」「誇りある日本を取り戻す」と述べた。「強い経済」によって「強い日本」をそして「誇りある日本」へというアベノミクスの発想がよく分かった。平和や優しさではなく人の幸せでもなく、ひたすら「強い力」にこだわり、強さと力に執着している。

どんな症状をもたらしているか

取り戻したがり病にかかると、見えるべきものが見えなくなる(症状①)。考えてはいけないことを考えるようになる(症状②)。

壊れたホットプレート(症状①)

何が見えていないか。取り戻したがり病にかかっていない澄んだ目で見ると、日本経済の深層が見えていないことがわかる。私には、日本経済の現状は、壊れたホットプレートに見えて仕方がない。ホットプレートはむらなく万遍なくほどよく熱が伝わってこそ焼き肉もお好み焼きもおいしくできる。できの悪い欠陥商品のホットプレートは熱は均等に伝わらない。鉄板のある部分に食材を置くとあっという間に火が通り下手をするとまたたく間に黒焦げになってしまう。別の部分では、いくらそこにずっと食材を置いていても全然熱がとおらず生のみである。ホットスポットとコールドスポットに2極分化しているホットプレート、これがまさに今の日本経済である。

コールドスポットにずっと座らされているのが、非正規雇用、ワーキングプア、恒常失業者、貧困者、貧困所帯といわれる皆さんである。その一方で、少し株が上がると高額商品を買まくる人達がおおり、ちょっと円安になると計算上わっと儲けて内部留保を積み上げる大企業がある。そうした人達がホットスポットに座り続けている。

こういう状態が日本経済の最大の問題である。この欠陥ホットプレートを修繕し、均等にうまい具合に熱が行きわたるようにしていくことこそがまともな目をもっている政策責任者たちが最大の課題としてうけとめるべきテーマである。

コールドスポット上で凍え死にそうになっている人々が沢山いるという状態の中で、消費が盛りあがったり、経済活動が活性化するなどということは全然理屈に合わない。今、仮に景気が良さそうに見えたとすれば、ホットスポット上の浮かれ騒ぎだけがそのような雰囲気を出しているに過ぎない。

豊かさの中の貧困

この壊れたホットプレート現象は、別の言葉でいえば「豊かさの中の貧困問題」である。日本是世界に冠たる豊かな経済社会であるが、その只中に貧困問題がある。このものすごく矛盾した状況、富の偏在現象が悪化している。その辺を指摘しているトマ・ピケティさんの「21世紀の資本」という本が大売れしているのは、みなさんがこの問題に気がついているからだ。

取り戻したがりに病に冒されているチーム・アホノミクスにはこの問題が見えない、見る気がしない。取り戻したいと思っていることに役にたってくれる人たち、そのために必要な人たちさえ元気になればいい、壊れたホットプレートのホットスポットしか見ていない、コールドスポットの人たちのことはどうでもいい、と実は思っている。

言い方としては、ホットの部分ホットにしていけば、徐々に冷たい部分も暖かくなるよ、と言っているが、それは、アリバイ作り、そっちの方も見てます、ということ的印象づけるために言っているだけで、本気で、そちらに熱が伝わるかどうかの心配はしていない。(つづく)

きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話—その3 (2015.5)

伊東武是 (美賀多台)

考えていけないことを考える(症状②)

取り戻したがりに病の症状その2は「考えてはいけないことを考える」である。

チーム・アホノミクスは何を考え始めたのか。近代の民主的国民国家における国民と国家との関係を逆転させることを考え始めた。近代の国家は、本来、国民のためのサービス機関であり、国民に奉仕するためにある。アホノミクスは、これを逆転させて国家のために国民が奉仕する、そのような関係をうち立てようとしている。



昨年6月に政府が発表した「日本再興戦略2014年版」には、日本の「稼ぐ力」(何とも品のない言葉！見もふたもねーな(笑))を取り戻すことが強調されている。そのために生産性の向上、競争力の強化、技術開発の推進などを気合いをいれてやらなければいけない、国民一人一人が日本の稼ぐ力を取り戻すというテーマを自分の課題として受け止めて取り組んでいかなければならない、国民総員奮励努力せよと言わんばかりの調子である。ここに国民と国家の逆転発想がふんだんに表れている。

このよう認識の体系をもった政府に、壊れたホットプレートがまともに見えるわけがない。

地方創生、女性の活躍推進

「日本再興戦略」には、このようなテーマも掲げられているが、地方経済の痛み疲弊を憂いてこれをなんとかしなければという発想からではない。「女性活躍推進法案」に至っては、日本の成長力を高めるため、今まで十分に寄与してこなかった、利用してこなかった、女性という資源をもっともって利用率を上げなければならない、そういう魂胆がありありである。

心の欲する所に従えども矩を躰えず

取り戻したがりが病にかかっているチームアホノミクスにとんでもないところに連れて行かれないために、どうい条件が整えばいいか。二つのポイントがある。①持つておくべき認識と②目指していくべき場所である。

①の持つべき認識は、冒頭に述べた「経済は人間のためにある」とつながるものである。この認識をコンパクトにさらっと残してくれたのが孔子の有名な言葉「己が心の欲する所に従えども矩を踰えず」である。

「矩」というのは、社会規範とか倫理性とか節度とか、人を痛めつけたり不幸にさせないといった、まともな人間を形作る条件の総称である。

欲と節度との黄金バランスを示したこの言葉。確かに経済活動は、もっとカネを儲けたい、もっと事業を大きくしたいといった欲に駆られる面が多分にある、しかし、それをやっても決して人を不幸にすることはない、人の人権を踏みにじったりしない、絶対ブラックな行動にはでない、それが経済活動の経済活動たる姿である、孔子の言葉にうまい具合に表現されているように思う。

賢明な皆さんはお気づきのことと思うが、孔子の言葉の「矩」は浜矩子の矩である。「かくして、誰も矩子を越えられない」と言わんがために、このお話をしているわけではありません。(爆笑)

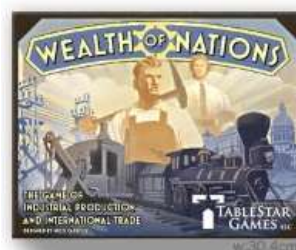
この欲と矩の黄金バランス、それを達成しているのが経済活動である。この認識を持つていれば、「稼ぐ力を取り戻せ」という号令の下に「奮励努力する」という方向に走り出すことはない。アホノミクスに振り回されないための出発点がこの認識である。(つづく)

きらめく言葉、人に優しい経済哲学 浜矩子さんのお話—その4 (2015.6)

伊東武是 (美賀多台)

目指すべき場所

取り戻したがりが病にかかっているチームアホノミクスにとんでもないところに連れて行かれないために、矩と欲のバランスのとれた経済活動という出発点の認識(①のポイント)を持った上で、では、目指すべき場所(②のポイント)はどこかという、そこには二つの特徴がある。その1は「多様性と包摂性の出会う場所」であること、その2は「正義と平和が抱きあう場所」である。



多様性と包摂性の出会う

その1についていえば、互いに自分とは違う多様な特性を持った人たちがその自分と違う相手を抱きとめる、違う人と共に生きるということを喜んでやっている、そういう世界が多様性と包摂性に出会う理想郷です。

年功序列とか護送船団方式と言われてきたこれまでの日本の経済社会は、包摂性はあっても、個性的で突出したり、人と違うことをすれば、その腕の中に抱きとめて貰えない、均一性が求められていた。「あんまり人とちがうことをやったりしてはいけない」「髪をムラサキに染めたりしてはいけない」(爆笑)と言われていた。包摂性と均一性が出会う場所であった。。

逆に多様性はあるが包摂性がない、互いに排除し合う社会のイメージとしては、残念ながら今のヨーロッパ。ユーロ圏でありながらドイツ国民とギリシャ国民がいがみあっているEUの現状がそうなっていると思う。多様性と排他性が出会う場所となっている。

正義と平和が抱きあう

その2のこの言葉は、旧約聖書の詩編85番の中の「慈しみとまことはめぐり合い、正義と平和は抱きあう」からのものです。このきれいなフレーズも、現実の世界においてはなかなかむつかしい。「慈しみとまことはめぐり合う」のではなく、「慈しみとまことはすれちがう」、「正義と平和は抱きあう」のではなく、「正義と平和はいがみ合う」というのが現実であります。イスラム国の姿やパレスチナ情勢をみればこの二つの言葉がとてもとてもむつかしいことだということがわかる。

ですけれども、このむつかしいことを実現させるのだという思いを人々がしっかり抱いていれば、「大日本帝国を取り戻す」などという発想に翻弄されるはずはない。慈しみとまことをめぐり合わせる思いが我々の心にゆるぎないのであれば、国民国家において「国家と国民との関係を逆転させよう」というような発想に隙を突かれることは決してない。

アホノミクスは富国強兵路線

経済アホノミクスによって富国を実現し、憲法改正をもって強兵を実現する、こういう路線をひた走ることによって大日本帝国を取り戻すという流れであることが明らかです。

これと真っ向から対峙するのが「慈しみとまことが出会う場所」であり、「正義と平和は抱きあう」場所でもあります。

共感性をもつ

アダムスミスは、国富論の中で、経済とは「共感性を持った人たちの営み」であると書いた。「共感性をもつ」というのは、人の痛みを自分の痛みとして受け止めるということ、人のために涙することができるということです。

共感性を持つ大人の我々が、首尾よく慈しみとまことが出会い、正義と平和が抱きあう場所に到達できた時、そこで待ち受けているものが日本国憲法である。

わが日本国憲法は、諸国民の協和をうたって「多様性と包摂性の出会い」を表象しており、戦争放棄と掲げることで「正義と平和の抱きあう」姿を示している。

私達は、その場所にまちがいなく到達していかなくてははいけない。皆さまの力でそこに到達できますよう、よろしく願います。(大きな拍手) (おわり)

本講演後に出版された浜先生の「国民なき経済成長」(角川新書)には、講演で使われた名文句がちりばめられ、さらに詳しい論述がなされております。(筆者)

子や孫のために

(2015 . 11)

伊東武是 (美賀多台)

9条の会員の一人として、今回の新安保法制に反対する運動に参加しました。

駅前までマイクを握ってアピールする、これまでに経験したことのないこともやったし、学生時代以来50年ぶりにデモ(失礼! パレードというのでしたね)にも加わりました。一言で言えば、ケッコー楽しかった。



同年輩の人たちとこの問題についてよく語り合いました。その中で、私よりも一回りも上の知人が、事業に失敗し、生活も楽ではない中で、しかも病苦を押してパレードに参加され、往きの電車の中で「古い先は短い、でも、わが身はどうなろうと、子どもや孫のために行きます」とポツリと言われ、ジーンとくるものがありました。

古希も過ぎた年齢になると、生き様を振り返り、自分や他人をみつめることが多くなります。

私が一番「興味」を覚えるのは、同年輩で、若いころは結構、反権力的な言動をし、弱き者の側に「立ち」、「平和運動」などにも積極的にかかわりながら、歳とともにその気持ちを忘れてしまい、軍事増強必要論を述べて平気でおれる人です。

もちろん、人は、歳を重ね、人生の荒波にもまれるにつれ、いつまでも若い時の理想論を持ち続けることはできない、無理のない中庸を求めがちになるのは自然です。私もその一人かもしれない。

ただ、若い時に理想としたヒューマンスティックな想いをどこかに持ち続ける人がいます。人が殺し合う戦争を憎み、平和を愛する、政治的に保守であっても、その心を忘れない人がいるのです。大きく言えば、そうしたヒューマンイズムがとうとうと生き続けていること、これこそ人が信頼でき、世の中がよくなっていくという希望につながるような気がします。

今回の「たたかい」に参加して、あらためて人の生き様をいろいろ考えさせられました。

なんの木ですか？

(2016 . 9)

伊東武是 (美賀多台)

私は散歩がすきだ。若いころは、卓球もソフトボールもテニスもしたけど、長つづきせず、中年からは、街なかを、ときに野山をひたすら歩いてばかりいる。

ここ西神に来て、お気に入りの散歩道に「野なかの大木」がある。表紙を飾らせてもらった。何ととっても大きい。すがた形がいい。共同墓地を護るかのように覆い、それでいて孤高である。絵心ある人ならきっと描きたくなり、詩人ならきつとうたい出すだろう。



私はといえば、六体並んだかわいい地藏さんのそばに腰を掛け、買って来たアンパンをかじるだけの無粋さである。それでも、お地藏さんに手をあわせ、「ごめんなさい。掛けさせてくださいね」とやさしい気持ちを起こさせてくれる。

高塚高校のすこし西側の車道を西に下ると、平野町堅田の田んぼがすぐである。眼の前に田園の風景が広がる。右前方にこの「野なかの大木」が見えてくる。いつもここでひと休みさせてもらう。この共同墓地は今も使っているのかなと、地域の歴史に想いを馳せる。小高いところに見え隠れする西神の「街」はまるで「天空のラピュタ」か、空想が広がる。

腰をあげて、明石川に沿って北へ歩く。貸し農園が散在する。みんな丁寧に作っている。田んぼの情景はまさに折々の季節の代表だ。収穫が終わり、緑が少なくなり、土だけの田畑には、小鳥たちの姿が目立つ。ツグミ、ヒバリ、カワラヒワ、…名前のわからない鳥たち。ときに双眼鏡を持って、バードウォッチングとしゃれこむのも楽しい。

工業団地に登る手前の農家の庭先では、おばあちゃんが(家内から「あなたもおじいちゃんのくせに人を『おばあちゃん』と呼ぶのは失礼よ!」といつも叱られてはいるが)、ゴザを敷いて枝豆をむしる仕事にいそがしい。私ににっこりほほえみ「お散歩ですか」と声をかけてくれる。私も満面の笑みをたたえ、「ええ。いい天気ですね」と返す。「ムラ」の人と「マチ」の人との心温まる交流のときである。そばでは、お孫さんがよちよち歩き回っている。

まもなく暑い夏も終わり、散歩の季節がやってくる。

(8/21、写真を撮るため久しぶりにこの木にきてみると、なんと東側の太枝がぱっくり折れて垂れ下がり、見る位置によっては形がくずれてしまった(写真右上)。まことに残念なことである。撤去作業をしていた土地の人にこの木の名前を聞くと「さあ? 昔からある木ですがね」「下堅田の人たちは今も埋葬につかっていますよ」とのことでした。)

坂村真民先生のこと

(2018.6)

伊東武是 (美賀多台)

私は四国の愛媛県宇和島市で高校まで過ごした。宇和島南高校である。宇和島にはもう一つ野球で有名な宇和島東高校がある。半世紀以上昔、私が南高に通っていたころ、東高に坂村真民(しんみん)という国語の教師がおられた。



通勤通学路がちがっていたため直接にお会いする機会はなかったが、真民先生はわが家から歩いて数分の所に住んでおられた。高くて密な垣根に囲まれた静かなお家であった。後に知ることになるのだが、先生はその住まいを「タンポポ堂」と名づけて詩作の日々を送っておられたようである。私と同じ高校に通っていた梨恵子さんを筆頭に三姉妹がおられた。かしこく可愛い人たちばかりである。私は、坂村家の前を通るとき、どういうわけか(!)いつも心ときめかせていた。先生の詩集に三姉妹をうたった詩が沢山ある。今読むと涙が出るほど懐しさがこみあげてくる。セピア色となったが、わが青春の日々と重なるのである。

5、6年前、私は妻と九州は長崎を旅した。街を歩いた後バスを待っているとき、電柱にくくり付けられた紙箱に何枚かのパンフが置かれていた。何気なく一枚をとってみると、四国は砥部町(とべちょう)の坂村真民記念館の案内パンフであり、三女真美子さんとその夫の館長が館の玄関前に佇む写真がのっていた。詩人坂村真民の名が広く知れわたりはじめたこと、そして記念館のできたことは風の便りで聞いていたが、遠く離れた長崎の地でこのような形でパンフを見つけるとは…、心の奥底にあった「ときめき」を思い出し、何かしら縁のようなものを感じた。

それから1、2年後、東京で高校の同窓会があって、梨恵子さんと卒業以来はじめての再会をし、お互いなつかしくむかし話をした。彼女は松山市に住んでおり、近郊砥部町にある真民記念館にぜひ来てくれと誘われた。私は、改めて真民先生の詩集をじっくり読み、なんと素晴らしい詩の数々、深い感動を覚えた。

翌年、郷里の宇和島に帰省するついでに、妻と共に坂村真民記念館を訪ねた。折りしも先生が大好きであった朴(ほお)の木が中庭に大輪の花を咲かせていた。館長夫妻ともなつかしい再会を果たすことができた。先生の詩をHPに掲載することの承諾を求めると、館長は喜んで「どうか広めてください」と言っていた。

先生の詩は「祈り」の詩である。平和を願う私たちは「闘う」ことに傾きがちだ。しかし「祈る」ことも、それと同じくらい大切なことである。わが9条の会は平和を「祈る」人たちとも、共にありたいと思う。

伊東武是 (美賀多台)

イチローが引退した。インタビューを聞きながら思い出した。

10年以上前、まだ現役の裁判官として神戸家庭裁判所に勤め、少年審判を担当していたころに、仲間と作った小さなグループのHP※に次のようなエッセイを書いたことを。



ある大リーガー

少年たちを励ましに、時々、少年院を訪ねる。

院長室で雑談をしているとき、部屋の片隅にガラスケース入りの野球バットが飾られているのが、前々から気になっていた。

あるとき、院長に尋ねてみると、その質問を待っていたかのように誇らしげな顔になって、こんな話をしてくれた。

何年前か、今をときめく日本人大リーガー(あえてイニシャルも伏す、筆者)が、シーズンオフにこの少年院に激励に来てくれた。

輝かしいシーズン記録を背に一時帰国した大リーガーの動静はマスコミを賑わせていた。そんなある日、突然、マネージャーから少年院に連絡が入ったのだ。外部には一切伝えないでほしいとの要請があった上で、全く極秘裏の激励訪問の日程が決められた。少年院でもその意向を汲み、この日の来院を知っているのはごく少数の幹部教官だけであった。

100人近い少年たちには、この朝、野球教室を開くとだけ教えて、全員をグラウンドに集合させていた。ほとんどの教官も、誰がコーチをするのか、知らされていなかった。

そして、突然に、颯爽と大リーガーが少年たちの前に姿を見せた。

どよめきが起こった。が、今ひとつ歓声には至らない。誰もが知る細身の大リーガーだが、「そっくりさんだ」という疑いもあって、半信半疑なのである。

院長の紹介があって、ようやく大歓声となった。

ウッソー！ ヤッター！！

少年たちの得意げで、満面の笑顔が忘れられない、と院長は話す。

それから数時間、大リーガーは、少年たちの手を取り、足をとって、一人一人懇切丁寧な指導をしてくれた。少年たちは、天にも昇らんばかりの感激ぶりであった。

噂を聞きつけ、近くの教官宿舍の夫人達も、総出でネットに張り付き、嬉しそうに見学している。

少年院が興奮に包まれた数時間となった。

そして、記念のサイン入りのバットが院長室に飾られることになったのである。

誰にも知らさず、こっそりと少年たちを激励した大リーガーが、私はすっかり好きになった。

Kのこと (2022.1)

伊東武是 (美賀多台)

(これは裁判官をしていた50歳代の半ばころ、仲間とのホームページに寄稿したエッセイです)

40年も昔、私が四国の片田舎の中学3年生のとき、校内で、同級生が同級生をナイフで刺して死亡させるという不幸な出来事があった。犯人の同級生は、小学校の5年と6年を私と同じクラスで過ごしたKであった。

極貧の家庭に育ち、小学校時代はそうでもなかったのに、中学に入り、当時よくあったパターンの一つとして、いっばしの不良となっていた。持ち歩いていたナイフをちらつかせながら相手を脅しているうち、腹を刺してしまっただけ。もちろん、Kは少年院送りとなったが、その後も非行は収まらず、十代の後半ではやくざ組織に入ったとの噂も聞いた。



私は、大学のころ、郷里に帰った折に、その後また事件を起こして裁判にかかっている彼のために、国選弁護人の事務所を訪ねて「よろしく頼みます」とお願いしたことがある。また、刑務所に入ったKを同級生2人で慰問と激ましに行ったこともある。

若者らしいヒューマンイズムのまねごとであったろう。ただ私には、彼の非行と転落は、山奥の傾きかけた一軒家で家財が何もなかったという極貧の母子家庭に育った境遇がなせたわざと思われ、彼を強く責める気持ちはついに持てなかった。

裁判官になってから、郷里に帰ったとき、Kと街中でばったり出会い、お供の子分ともども仁義を切られたのには参った。

その後、年月が経った四〇歳ころ、郷里の友人からKが惨殺されたという話を聞いた。酔って寝ているときに、彼がヒモのようにつきまとっていた女性から絞殺されたというのだ。郷里のどこに行っても彼の悪い噂は聞えて来たが、哀れな末路だとしばしの感慨を禁じ得なかった。

この話しには続きがある。



私は、数年前、関西の裁判所で、ある傷害事件を担当していた。短気ですぐに刃物を持ち出す癖のある被告人が、反省の弁を述べ、刑務所に行き、今度こそ立派に出直しますとしみりと語った後、ふと「裁判官、私のこれまでの半生記を書いたものがあるのですが、読んでいただけませんか」という。私は、断ることもできないので「いいですよ。読ませてもらいます。」と軽く答えてしまった。

その数日後、手書きの原稿がびっしり詰まった段ボール1箱が判事室に届いた、これには驚いた。こんなに一杯かと思えばしうんざりしたが、約束した手前、全く読まないわけにはいかない。分量にして山崎豊子「沈まぬ太陽」全5巻に匹敵するくらいはあったろうか。

何十冊にも分冊した1冊目から手にとって読み始めると、字がきれいで読みやすいのだ。文章もしつかりし大変にうまい。おそらく沢山の小説を読んでいたのであろう。見事な筆致で彼の半生をつづり始めている。

九州の極貧の家庭、幼児期の母親の失踪、小学生時代のいじめのくやしき、貧乏の悲しさ、ひとりの教師の優しさ。思わず引き込まれていく。中学を卒業し、集団就職、挫折、母親との再会、不良交遊、やくざへの道、一生を貫くことになるひとりの女性との熱烈な恋愛、まさに大河ドラマを読まされるような半生記なのである。

私は、ほぼ4、5日かけて全部読み終えようとしていた。その終章近く、悲しいことに、信頼していた兄貴分に卑怯な手であの最愛の女性を取られてしまうのだ。彼はやくざに失望し組を出た。

その最終章で、なんと驚いたことに、Kが登場するのだ。Kは四国で女性に殺されたというが、Kほどの男が隙を見せて女性に殺されるはずがない。利権を巡る争いが絡んで殺されたのだ、という。その殺害に兄貴一派の企みがあるとまで書いているのだ。思いもかけぬKの登場と彼のいう「真相」に頭がくらくらとなった。

判決言渡し(懲役3年)あと、私は、読み終えた感動を表すうまい言葉が見つからぬままに「読ませて貰った。心に染みて、感じるどころが多かったよ」と短い感想を彼に伝えた。後で、もっと沢山励ましてあげればよかったのにと悔やんだ。それでも、彼の顔にほっとして少し嬉しそうな表情が浮かんだように私には思えた。

あの被告人は、今ごろどうしているだろう、と考えるときがある。(おわり)